

第五十八回国会 建設委員会 議 録 第十八号

昭和四十三年四月二十四日(水曜日)

午後一時四十三分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君
理事 砂原 格君
理事 森下 國雄君
理事 岡本 隆一君
理事 内海 清君
伊藤宗一郎君
稲村左近四郎君
正示啓次郎君
葉梨 信行君
廣瀬 正雄君
井上 善方君
島上善五郎君
渡辺 惣蔵君

理事 丹羽喬四郎君
理事 渡辺 栄一君
理事 佐野 憲治君
池田 清志君
佐藤 孝行君
田村 良平君
橋口 隆君
阿部 昭吾君
唐橋 東君
下平 正一君
北側 義一君

出席國務大臣

建設大臣 保利 茂君
國務大臣 官澤 喜一君
經濟企画庁長 官澤 喜一君

出席政府委員

行政管理庁行政管理局長 大國 彰君
經濟企画庁水資源局長 今泉 一郎君
建設大臣官房長 志村 清一君
建設省計画局長 川島 博君
建設省河川局長 坂野 重信君
建設省道路局長 義輪健二郎君

委員外の出席者

議員 内海 清君
警察庁交通局長 玉田 茂芳君
通規課長 杉浦 滋君
行政管理庁行政監察局監察審議官 杉浦 滋君

農林省農地局参事官 佐々木四郎君
運輸省鉄道監督局長 山口 真弘君
参 考 人 (水資源開発) 進藤 武左門君
参 考 人 (水資源開発) 小久保敏哉君
参 考 人 (水資源開発) 熊本 政晴君
参 考 人 (水資源開発) 熊本 政晴君
参 考 人 (水資源開発) 熊本 政晴君

四月二十二日

委員齋藤邦吉君及び葉梨信行君辞任につき、その補欠として木部佳昭君及び大野明君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大野明君辞任につき、その補欠として葉梨信行君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大野明君辞任につき、その補欠として葉梨信行君及び小川新一郎君辞任につき、その補欠として大野明君及び渡部一郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大野明君辞任につき、その補欠として葉梨信行君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井上善方君辞任につき、その補欠として唐橋東君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員唐橋東君辞任につき、その補欠として井上善方君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十三日
都市計画法制定反対等に関する請願(松本善明君紹介)(第四五三二号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

水資源開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二二号)

土地価格の抑制のための基本的施策に関する法律案(内海清君外一名提出、衆法第二〇号)

建設行政の基本施策に関する件

○加藤委員長 これより会議を開きます。

土地価格の抑制のための基本的施策に関する法律案を議題といたします。

土地価格の抑制のための基本的施策に関する法律案

土地価格の抑制のための基本的施策に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 土地の基準価格(第四条―第十四条)

第三章 公共用地の取得価格等に関する措置(第十五条―第十六条)

第四章 税制上の措置(第十七条・第十八条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、最近における土地の価格の著しい高騰が、公共事業の円滑な遂行を妨げ、住宅の建設を困難にしている等国民経済の成長発展と国民生活の安定向上に著しい支障を及ぼしている実情にかんがみ、土地の価格の高騰を抑制してその適正化を図るため、土地の基準価格を設定してこれを公示する制度を設けるとともに、公共用地の取得価格等に関する措置、税

制上の措置等土地の価格の抑制に関する施策の基本となる事項を定め、もつて国民経済の成長発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、この法律に定めるもののほか、宅地の大規模な開発その他土地の価格の抑制に関し必要な施策を総合的に講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に定めるもののほか、土地に関する各般の施策を講ずるに当たっては、この法律の趣旨に照らし、できる限り土地の基準価格の制度を活用するように努めるものとする。

(土地の所有者等の協力)

第三条 土地の所有者、事業者その他の関係者は、土地の価格の抑制に関する国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

第二章 土地の基準価格

(土地評価基準)

第四条 建設大臣は、土地評価基準審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議して、土地の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続(以下「土地評価基準」という。)を定め、これを告示しなければならない。

(土地評価基準審議会)

第五条 建設省に、附属機関として、土地評価基準審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、建設大臣の諮問に応じ、土地評価基準その他土地の評価に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項について関係行政機関に意見を述べることが出来る。

4 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

5 審議会の委員は、関係行政機関の職員及び土

地の鑑定評価について学識経験を有する者のうちから、建設大臣が任命する。

6 前二項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に必要事項は、政令で定める。

(土地評価会)

第六条 土地の適正な評価を行ない、都道府県知事が行なう土地の基準価格の決定に資するため、都道府県に、土地評価会を置く。

2 土地評価会は、土地の鑑定評価について学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する委員をもつて組織する。

3 次の各号の一に該当する者は、土地評価会の委員であることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

三 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しないもの

4 前二項に定めるもののほか、土地評価会の組織及び運営に必要事項は、政令で定める。

(土地の評価)

第七条 都道府県知事は、土地評価会に、この法律の施行の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日(同日後において埋立て又は干拓により造成された土地については、当該埋立て又は干拓の完了の日として政令で定める日とする。以下この条において「基準日」という。)現在において、当該都道府県の区域内の土地について評価を行なわせなければならない。

2 前項の規定による評価は、政令で定めるところにより、土地評価基準に従い、基準日現在における適正な時価によつて、行なうものとする。

(土地の基準価格の決定)

第八条 都道府県知事は、政令で定めるところに

より、前条の規定による評価に基づき、当該都道府県の区域内の土地について基準価格を定めなければならない。

(土地の基準価格の登録)

第九条 都道府県に、土地基準価格台帳を備える。

2 都道府県知事は、前条の規定により土地の基準価格を定めたときは、直ちに、当該土地の基準価格に関する事項を土地基準価格台帳に登録しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、土地基準価格台帳の作成、登録事項その他土地基準価格台帳及び土地の基準価格の登録に必要事項は、政令で定める。

(土地の基準価格の公示)

第十条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、土地基準価格台帳を関係者の閲覧に供するほか、土地の基準価格を関係者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(土地の基準価格の変更)

第十一条 第八条の規定により定められた土地の基準価格は、当分の間、すえおくものとする。

ただし、物価の著しい変動その他政令で定める事由により適正を欠くに至つたと認められる場合に限り、これを変更することができるものとする。

2 公共の利益となる事業(土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)その他の法律の規定に基づいて土地を収用することができる事業をいう。以下第十六条において同じ。)の施行により周辺の土地が増価する場合においては、これを事由として、前項ただし書の規定による当該周辺の土地の基準価格の変更をすることができるものとする。

3 第七条、第八条及び第九条第二項の規定は、前項ただし書の規定により土地の基準価格を変更する場合について準用する。この場合において、第七条第一項中「この法律の施行の日から起算して一年をこえない範囲内において政令

で定める日(同日後において埋立て又は干拓により造成された土地については、当該埋立て又は干拓の完了の日として政令で定める日とする。以下この条において「基準日」という。)」とあり、同条第二項中「基準日」とあるのは、「当該土地の基準価格を変更すべき事由の生じた日」として政令で定める日」と読み替へるものとする。

(報告、勧告等)

第十二条 建設大臣は、都道府県知事に対して、土地の評価その他土地の基準価格の決定に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は土地の評価その他土地の基準価格の決定を適正に行なわせるため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

(適用除外)

第十三条 この章の規定は、国及び地方公共団体の所有し、又は管理する土地並びに政令で定める公共施設の用に供される土地については、適用しない。

2 前項に規定する土地が、同項の規定に該当しなくなつた場合においては、当該土地については、第七条第一項中「この法律の施行の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日(同日後において埋立て又は干拓により造成された土地については、当該埋立て又は干拓の完了の日として政令で定める日とする。以下この条において「基準日」という。)」とあり、同条第二項中「基準日」とあるのは、「第十三条第一項の規定に該当しなくなつた日」として政令で定める日」と読み替へて、この章の規定を適用する。

(政令への委任)

第十四条 この章に定めるもののほか、この章の規定の実施に必要事項は、政令で定める。

第三章 公共用地の取得価格等に関する措置

(国、地方公共団体等の土地の取得価格)

第十五条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体その他の公的機関が土地を買受ける場合における対価の額については、土地の基準価格によつて算定した価格をこえることとならないように必要な措置を講ずるものとする。

(収用する土地等に対する補償金の額)

第十六条 公共の利益となる事業に必要な土地又は土地に関する所有権以外の権利を収用する場合における土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額については、土地の基準価格(土地に関する所有権以外の権利の目的となつて土地については、当該土地の基準価格を基礎とした価格)又は土地の基準価格を基礎とした価格によつて算定されるように土地収用法その他関係法律で定めるものとする。

第四章 税制上の措置

(土地高価譲渡税)

第十七条 土地又は土地の上に存する権利の価格の高騰を抑制することに資するため、国税たる土地高価譲渡税の制度を設けるものとする。

2 土地高価譲渡税は、土地の基準価格(土地の上に存する権利の目的となつて土地については、当該土地の基準価格を基礎とした価格)又は土地の基準価格を基礎とした価格をこえる価額の対価による土地又は土地の上に存する権利の譲渡(地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為を含む。)に対し、その対価の額のうち土地の基準価格(土地の上に存する権利の目的となつて土地については、当該土地の基準価格を基礎とした価格)又は土地の基準価格を基礎とした価格をこえる部分の金額を課税標準として、その譲渡をした者に課するものとする。

3 国は、土地高価譲渡税の収入額に相当する金額を宅地の開発に関する費用に充てるものとする。

(余剰地税)

第十八条 土地の有効な利用を促進し、土地の価

格の高騰を抑制することに資するため、市町村税たる余裕地税の制度を設けるものとする。

2 余裕地税は、人の居住又は事業の用に供される建築物の敷地として利用することのできる土地で利用されていないもの、これらの用に供される建築物の敷地としてはその土地の面積が過大である場合におけるその過大な部分の土地等その利用の実態が社会的要請にこたえていない土地に対し、当該土地に対して課する固定資産税の納税義務者に課するものとする。

附則

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三号第十八号の四の次に次の一号を加える。
十八の五 土地価格の抑制のための基本的施策に関する法律(昭和四十三年法律第...号)による土地評価基準及び土地の基準価格の決定に関する事務を管理すること。

第四号第三項中「第十八号の四」を「第十八号の五」に改める。

第四号の二第二項中「第十八号の四」を「第十八号の五」に改める。

第十号第一項の表中不動産鑑定士審査会の項の次に次のように加える。

土地評価基準審議会
土地価格の抑制のための基本的施策に関する法律に基づく権限を行なうこと。

理由

最近における土地の価格の著しい高騰が国民経済の成長発展と国民生活の安定向上に著しい支障を及ぼしている実情にかんがみ、土地の価格の高騰を抑制してその適正化を図るため、土地の基準価格を設定してこれを公示する制度を設けるとともに、公共用地の取得価格等に関する措置、税制上の措置等土地の価格の抑制に関する基本的施策

を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○加藤委員長 まず、提出者より提案理由の説明を聴取いたします。内海清君。

○内海(清)議員 私は、民主社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました土地価格の抑制のための基本的施策に関する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

最近における土地価格の高騰はまさに異常であります。昭和三十三年三月から昭和四十二年九月までの間に、全国市街地の平均地価は九・二九倍、六大都市の平均地価は十一・九倍に達し、しかもいまなお急騰を続けているのであります。

このような異常な土地価格の高騰は、公共事業の円滑な進捗をばき、国民の持ち家建設の夢を奪い、産業におけるコスト増をもたらし、さらに一般物価騰貴の一因となるなど、国民生活の安定向上と国民経済の成長発展に重大な支障を及ぼしていることは周知の事実であります。

土地価格高騰のおもな原因は、人口と産業の都市集中に伴う膨大な土地需要にあることは言うまでもありませんが、他方、公的機関の用地取得価格の不統一等、地価評価にかかる混乱も土地価格の高騰を助長しております。また、地価高騰による極端な私的利益の放置は、社会的公正を引き起こすとともに土地の投機対象化をもたらし、土地価格の急騰を一そう促進している現状であります。

住宅難、交通難、公害等、山積する都市過密の弊害の解決は、緊急の課題であります。これら都市問題解決を阻害する最大の要因が地価問題にあることが明らかなとき、抜本的な地価対策の確立こそ今日の急務の課題であります。

昭和三十三年、衆議院における三党共同の地価安定施策の強化に関する決議をはじめとし、各級機関から数多くの地価対策に関する提案が行なわれてきておりますが、現在に至るまで実効ある対

策は講じられていないのであります。

過般、審議されました都市計画法案は、都市における総合的な土地利用計画の策定をはかる法案としてその価値を評価しますが、地価対策が同時に実施されぬ限り、同法に基づく合理的な土地利用計画の実施は不可能と考えられます。

土地価格の高騰を抑制してその適正化をはかるため、土地の基準価格を設定し、これを公示する制度を設けるとともに、税制上の措置その他土地価格の抑制に関する施策の基本を確立することが必要不可欠であります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。次にこの法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一に、国及び地方公共団体の所有し、または管理する土地並びにその他公共施設の用に供されている土地以外の土地について、土地の基準価格を設定し、これを公示する制度を設けることといたしました。

すなわち、土地基準価格の決定手続としては、都道府県知事は、建設大臣が土地基準審議会及び関係行政機関の長に協議して決定、告示した土地評価基準に従って、当該都道府県の土地評価会に基準日現在における土地の評価を行なわしめ、この土地評価に基づいて決定しなければならぬことといたしております。

また、土地の基準価格の告示は、都道府県知事が土地の基準価格の決定後、直ちに、土地基準価格台帳に登録し、土地基準価格台帳を関係者の閲覧に供するほか、必要な措置を講じなければならぬことといたしております。

このようにして、評価、決定された土地の基準価格は、当分の間、据え置くものとし、物価の著しい変動等により適正を欠くに至ったと認められる場合に限り、これを変更することができるといたしました。

なお、公共の利益となる事業の施行により周辺の土地が増価する場合は、その増価を理由として土地の基準価格を変更することができないことと

いたしております。

第二に、国及び地方公共団体は、国、地方公共団体その他の公的機関の土地等の取得価格が、土地の基準価格によつて算定した価格をこえないように必要な措置を講じ、また、土地または土地に関する所有権以外の権利を収用する場合における補償金の額が土地の基準価格または基準価格を基礎とした価格によつて算定されるように関係法律で定めるとし、公共用地の取得価格などの統一、合理化をはかることといたしております。

第三に、土地等の価格の高騰を抑制することに資するため、国税たる土地高価譲渡税の制度を設けることといたしました。

土地高価譲渡税は、土地の基準価格または土地の基準価格を基礎とした価格をこえる対価で土地等を譲渡した者に対し、基準価格をこえる部分の金額を課税標準として課すこととし、土地高価譲渡税の収入額に相当する金額を宅地の開発に関する費用に充てることといたしております。

第四に、土地の有効な利用を促進し、土地の価格の高騰を抑制することに資するため、市町村税たる余裕地税の制度を設けることといたしました。

余裕地税は、人の居住または事業の用に供される建築物の敷地として利用することのできる土地で利用されていないもの及びこれらの用に供される建築物の敷地としてはその土地の面積が過大である場合等には、当該土地に対して課する固定資産税の納税義務者に課することといたしております。

第五に、土地評価基準その他土地の評価に関する重要事項を調査、審議するため、建設省に土地評価基準審議会を、また、土地の適正な評価を行ない、土地の基準価格の決定に資するため都道府県に土地評価会を置くことといたしました。

第六に、国及び地方公共団体の責務並びに土地の所有者、事業者その他の関係者の協力義務についての規定を設けるほか、建設省設置法について所要の改正を行なうことといたしました。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

○加藤委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○加藤委員長 理事会の協議により、この際、建設行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑をされる委員各位に申し上げますが、質疑時間は一人三十分をかくお守りください。

岡本隆一君。

○岡本(隆)委員 昨年の十一月十日の本委員会におきまして、私は、国道二十四号線の、最近とみに激しくなつてまいりました交通麻痺の状況につきまして、この委員会に警察庁並びに運輸省からも当局の方に出てきていただきまして、いろいろ意見の交換をやつたのであります。その節、当初あまり交通がひんぱんでなかったために問題になつておらなかったような交差点であります。しかしながら、その後とみに交通量が増し、都市が著しく発展してきて、そのためにいろいろな支障が出てまいつておるような地域につきましては、それに即応したところの措置をとつてもらわなければならぬ。私が指摘いたしておりますのは、国道二十四号線と京阪電車の宇治線との交差してある交差点の問題でありまして、この地点にゴーストツプをつけることができれば非常に交通事情が緩和される、こういうふうなことで、地元の方も非常にそれを強く要望しておるものであります。御承知のように、ゴーストツプがあるところ、停車の義務が免れます。ところが、遮断機がありまして相当な自動車が増えまして、さらにそのまま横に停留所がございますので、非常に多くの乗降客がございます。したがって、乗降客が乗り降りする間、自動車は二百メートル、三百メートルの長きにわたつて列をなして待つておるので

ございますが、今度出発するときに、その一台一台が全部一たん停車をしなければならぬ、だから車のはげが非常に悪いのです。だからそこにゴーストツプをつけてやつて、発車していく車がノンストップでどんどん走つて出られるようにすれば、非常にはけがよくなるのです。ところが、その車はけがけがに反対方向の車がやってくる、また遮断機がおる、こういうことになってまいりまして、現地では非常に激しい交通麻痺が起つておる。ことに最近、この四月、五月になってまいりますと、行楽シーズンになりまして、京都から奈良に行くところの観光バスが非常にたくさんございまして、そういうような観光バスがどんどんまたその列の中に加わるものでございまして、最近ではもう数百メートルにわたるところの交通麻痺が起つておる。こういうような非常な交通の渋滞を起しておるのでございまして、昨年の委員会におきましては、いろいろ議論をいたしました結果、時の政務次官でありました澁谷政務次官から、とにかく関係当局が寄つてすみやかに結論を出すように努力したい、こういうふうな仲裁が入つて、一応おまかせした、こういう形になっておるのであります。ところが、その後半年たちまして、一向にその状況は改善されません。さらにまた地元では交渉は持たれておるようでございまして、交渉は持たれておるようでございまして、それが何か行き詰まつてしまつて、どうにも動きがとれないというふうな状況のようでございまして、その交渉の経過、さらにまた、現在どのようになつておるのか、今日まで半年たつてもなお、ゴーストツプ一つつけるといふ、われわれから考へてみればきつめて簡単なことがどうしてできないのか、この間の事情をひとつ運輸省と警察庁と、さらにまた、建設省としてはどういう努力をお願いいたしましたか、三者からその間の経過をお聞かせ願いたいと思うのであります。

○山口説明員 お答え申し上げます。

昨年の十一月、先生からこの観月橋に關します踏切に關します御質疑がございまして、その際

私が御答弁申し上げたところでございまして。問題は、現地の事情等を十分に調査をいたし、さらに現地の第一線の各種の機関の相互の連絡協議ということによつて解決しなければならぬ、このように申し上げたところでございまして。そこで、私もいたしましたのは、現地の陸運局を通しまして、会社等につきましても、御説のような方向の調査、並びに解決の方向というものを示すように指示をいたしておるわけでございまして、やうに指示をいたしておるわけでございまして。それで、現地におきましては、会社並びに公安委員会等におきましてこの問題の数回の交渉が持たれて、現在もなお持たれておるようでございまして。

ただ、問題は非常に複雑でございまして、と申しますのは、ただいま先生おっしゃいましたように、交通信号機の性格というものは、道路交通法によりまして、自動車踏切に入る前に一たん停車しなければいけない。その一たん停車をしなければならぬという趣旨のものは、鉄道の性格上、非常に高速で運転をするということ、しかも、高速で運転する鉄道車両がとまることが非常に困難だ、急停車が非常に困難だということにその根本の原因があるわけでございまして、そういうような鉄道の性格からいまして、どうして踏切に入る自動車側におきまして十分に注意をして踏切に入つていただかなければいけない。踏切内の交通の自動車の滞留というものは、交差点における滞留等と違ひまして、即事故につながるという非常に危険な性格を持つておるということ、道路交通法の踏切における一たん停止義務というものが規定をされておるわけでございまして。しかしながら、そういう一般的な問題でなくして、具体的な各種の各地域における問題につきましては、これを一たん停止義務を解除しても差しつかえないというところにつきましては、地元警察側、道路管理者側、鉄道側、三者が協議をして一たん停止義務を解除する、そのために交通信号機を設ける、こういうことでございまして。そこで、本件の踏切に關しまして会社並びに

公安委員会のほうが何べんも会合を持たれておるようでございまして、それによりまして、これに交通信号機をつけることがはたしていいかどうか、はたしてこの渋滞の解消になるかどうか、危険性がないかどうかという点で検討を非常に持たれたらうございまして、いま私どもが聞いております限りでは、まだ完全な結論に至っていない、技術上の問題、保安上の問題その他まだ結論に至っていない、このように考えております。

○運輸政府委員 ただいま御質問の観月橋の地点の交通混雑につきましては、いまの京阪と二十四号線との信号による交通処理という問題がとりあえずの問題かと思ひます。ただそれだけでは将来の交通になかなか対処できないということもございまして、ここを全部立体交差にするという計画をいまつくつております。その計画は、現在の二十四号線、南北に走つております現在の国道の中にもう一つ立体的な橋をつくる、それで京阪とも立体交差にし、宇治川沿いの道路とも立体交差にするというふうなことでございまして、四十三年度予算に事業費八百万円をつけまして、実地の調査、実施計画をつくるということをやりたいと思つております。これがいつできるかという問題でございまして、現在のところ、やはり総工事費八億五千万円くらいかかるのではないかと、いふふうに試算しておりますが、問題は、やはりその二階建ての橋の取りつけのランプのところ、現在の二十四号線を広げなければならぬということがございまして、その用地の買収をしなければならぬようなことになるかと思ひます。この用地の買収も、実はその計画が地元の了承が得られれば、四十三年度中に用地の買収の交渉を始めたというふうな考へておる次第でございまして。

○玉田説明員 警察庁といたしまして、現地の京都府警に先般の本委員会の状況を伝えまして、これの促進につつましてつとめておる次第でござ

います。先ほど運輸省からもお話がございましたように、たびたび連絡を持ちまして具体的に計画を練っておるところでございます。ただ、ただいま道路局長からのお話もございましたように、道路の改良によります現地の模様が変わること、それから特に二十四号線と京都市道の外環状線の改良計画に対応いたしまして、信号機が現状のままではできないというようなこと、それから現地の交通処理のいろいろな技術的な問題につきま

して、特に二十四号線を北行いたします交通を京都一宇治線のほうに右折する場合の処理につきまして、どういふような信号表示計画をすればいいかというふうなことにつきまして検討を加えておるところでございます。いろいろ一次案をさらに修正いたしまして、二次案をいま検討しておるところでございますが、そういうような問題を詰めて成案を得たいということで、いま鋭意努力をしておるところでございます。

○岡本(隆)委員 いま山口部長からのお答えによりますと、この軌道と国道との交差については、軌道は高速のものが走るところだから危険が多い、こういうふうなことでございました。しかしながら、この場所に限っては高速のものの走るところではないのです。その道路の横に停留所があるのです。だから宇治からやつてまいりました車は、停留所ですから、国道二十四号線にかかる手前で必ず一たん停車いたしております。そこから乗客を積み降すわけですから、それから、京都から参りました宇治行の車も、二十四号線を過ぎれば、すぐにそこに停留所があるのでありますから、もう停車の姿勢に入つてうんと速度を落とし、停車するという寸前の状態で走らしてスピードを落としてこの国道二十四号線にさしかかってくるわけですね。だから何となくとブレーキを踏めば、一メートルも惰力で走らなくてもすぐとまる地点になっておるわけですね。だから、高速のものが走るから危険だ、こういう論法は全然通用しないのです。にもかかわらず、そういうようなことをたてに電車側が信号機をつけること

を拒否するということは、どうしても私はふに落ちない。そういう状況でありながらなおかつゴーストアップをつけることを拒否し得るような理由がどこにあるのか、それをひとつ御説明願いたいと思ふのです。

○加藤委員 政府委員の方に申し上げますが、時間の制約がありますので、要点を簡潔に時間短く……

○山口説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生から御指摘がございましたが、私が先ほど申しましたのは、一般的には軌道と道路の踏切というものの対する考え方はどうあるべきかということにつきまして、鉄道は原則として高速である、そうしてさらに、鉄道の性格上、ブレーキをかけてもすぐにとまれない。当該踏切におきましても、比較的停車場に近いわけでありますが、とにかくそういう点がございまして、そこで、そういう一般的な問題を踏まえて、道路交通法の考え方というものは、踏切に自動車が入る場合には一たん停車しなければならぬ、ただし、具体的な問題といたしましては、その具体的な場所場所におきまして危険性が少ないというような問題等を考へて、現地の公安委員会なり鉄道事業者なり道路管理者なりと相談をして、ここはだいたいようぶであるとか、だいたいようぶでないとかいう判断をした上で建設をすべきものである、こういう申し上げ方をしたつもりであります。

○岡本(隆)委員 一般論としてならわかります。だから、私はすべての踏切にゴーストアップをつけろと言っているのじゃない。非常に混雑して交通麻痺が激しくなつてきておる、少なくともわれわれが常識的に考えたら、停車しておるか停車寸前になつておる車がよぎるところの踏切であるから、ゴーストアップをつけてもさしたる障害はあるまい。ただ一つ、電車のダイヤが幾分狂います。ゴーストアップが赤になつておる間待機しなければならぬから、一分か二分そのゴーストアップの赤になつておる間待機しなければならぬだけ電車のダイヤが狂つてくる。これは考えられま

す。しかし、それくらいのはんばりは電車側で忍んでもらわなければならぬのではないのか。ただいまあなたもお聞きになったように、たいへんな交通麻痺だから、八億五千万かけてこれから二、三年計画で立体交差の工事をやろう、こゝまで建設省としても踏み切らざるを得ない、こういうふうな状況になつてきておる。しかもこの地点はここ二、三年来ほとんど交通事情の悪化して行く地点でありまして、私が昨年十一月にあなた方いろいろお尋ねをいたしました当時と半年後の今日とでは、事情に非常に大きな開きが出てまいっており、交通麻痺が一そう激しくなつてきておると思ふのです。だから、交渉が長引いておるが、これはあまり待つておれない、何とか早急に解決しなければいかぬ、私もこういうふうな思つたから、重ねて本日お出ましを願つたのでございまして、けれども、これは、ことさらに半年延びましたら、もっとひどくなつていくと思ひます。だから、建設省がいまやろうとしておる工事を三年間待つておけない。だから、その工事ができれば、またその時点で考えればいいのですが、とにかく応急的な措置として、当面ここ二、三年ゴーストアップをつけて、電車側にもひとつその信号に従つてもらえないか、こういうことを私は申し上げておるのです。だから運輸省も、ここでこういうふうな議論が出て、およその方向が出れば、電車側があまり無理を言わぬような行政指導をしてもらわぬと困るのですが、重ねて御見解を承りたいと思ひます。

○山口説明員 お答えいたします。ただいまのお話の中で、ダイヤの多少の乱れはがまんしていただかなければいかぬというお話でございましたが、この点は、実は鉄道の基本的な性格といたしまして、ダイヤによって運転をいたしておるわけでございまして、ダイヤの乱れというものは事故とのつながりも非常に深いし、さらに、この線におきましても、最大一時間二十本くらいの列車が動いておると思ひますが、それが二分なり三分なりおくれるということになりますと、全

線大混乱ということになるのではないかとこの点もございまして、必ずしもそういうダイヤの若干の乱れは差しつかえないというわけにもいかないのじゃないかと思ひます。ただ、私先ほど申しましたのは、具体的な事情を考へまして、その一たん停止義務を解除いたしましてもさしたる支障がなくやれるというふうなところは、一たん停止義務を解除するために交通信号機を設置してもいいのじゃないか、このように考へておりますが、ただ、この具体的な踏切に對しましては、先生御承知のとおり、国道二十四号線と、さらに府道が両方ございまして、それが踏切にかかるというふうな非常に複雑な地形でございまして、その意味におきまして、踏切の一たん停車というものと交差点における混雑というものが両方がいろいろからんで、むずかしい問題があるようございまして、そういう点で、公安委員会並びに鉄道側両方がいろいろと調査をしておるようございまして、つけたほうがいいという結論が必ずしもまだ出ていないというわけでございまして。

○岡本(隆)委員 ダイヤが大事な、それでは、ダイヤを守るためには道路の上はどんなに混雑してもいいということになるのですか。その次に、一時間に二十本通つておるといふおっしゃいます、この前のあなたの御答弁では、一日に二百二十本通つておる、こういうふうな御答弁でございまして。この前は一日に二百二十本だといふ御説明でございまして、きょうは一日に二時間に二十本だといふ。いまの答弁ですと、一日にかりに二十時間通るとして、二百四十本ですね。そんなに数字がくるくる変わつては困ると思ふのです。あなたは現地をあまり知らずにものを言つておられると思ふのですが、知らなければ、ちゃんと現地から説明をとつて、十分な資料を持つて、それで委員会に臨んでもらわぬと困る。私は自分の生まれたところ、住んでおる土地ですから、よく知つております。それで、そういうふうなダイヤが乱れるかどうか、それ、そういうふうなダイヤが乱れるかどうか、これは中書島から分かれるところの支

線なんです。だから本線と関係ないのです。また本線から直接乗り入れてくるものもあります。ありますが、これは幾らでも調節はつくはずで、中書島で乗りかえて、その次の停留所が観月橋。問題の地点なんです。だからダイヤにそんなに大きな影響があるとは私にはどうにも思われません。その次に、運行される数でございしますが、大体一時間に四本か、せいぜい五本です。だから、往復合わせますと十本程度です。だからあなたの二十本という運行回数は、倍に水増しされているのです。だから、あなたの、いやダイヤが乱れるから困るといふようなことは、これはもう理屈にならないと思う。

さらにまた、私が申し上げるのは、そういうふうな、運行回数は比較的少ないし、ダイヤにも影響は少ない。にもかかわらず、がんとして電車側が拒否しておるのです。公安委員会なんかは、つけよう、ぜひつけさせてもらいたい、つけない、こう言っているのです。交渉の経緯もある程度聞いております。私はやはりこういう議論をいたしましたら、そのつど地元へ帰って、地元からやかましく言ってくるおとりの市会議員の諸君やその他に説明しております。その説明をして、だからもう一つのような話になるから、君ら協議の場合しつかりやって、早く交通麻痺が解消できるように努力せよ、こう言っているのです。ところが、その話をいたしますと、いやどうにも困るという。一番の理由は、いまあなたがおっしゃるとおりなんです。ああいう大きな、ずうたいの割合に速度の早いものが入ってくるのだから、何かの間違いで、もしそこそこ通るのだから、何かの間に、そのときの事故の責任はだれが負うてくれる、公安委員会が負うてくれるのかというように言っていて、難題を言うのです。そういうことを言っているとして電車側が拒否しておるというのが今日の事情なんです。だから私は言うのです。そんなふうな電車側のわがままは困る。少なくとも建設省では、今日の交通事情の緩和のために八億五千万もかけて

三年計画でやろうというふうな計画すら出ておる。それほど今日交通事情の緊迫しておる地点なんです。だから、そういうふうな交通事情の非常にきびしくなってきたる地点については、そういう改良工事ができるまでの暫定措置として、当分の間ひととゴーストに就いて交通麻痺の緩和に協力してもらえないか、こういうことを私は言っているのです。また、それくらいな受忍義務は電鉄側にもあると私は思うのです。だから、そういうふうな行政指導を運用省としてやってみて、わなければ困る、こういうことを申し上げるのです。あなたがそういうことについて軽々しく言えぬというなら、だれなら言えるのです。その人に来てもらわなければいけません。あなたはやはり民鉄の運営について一応責任を負っておられる方だと思つて、あなたに求めていたのだ。もしあなたがどうしてもそんな返事はできぬとおっしゃるなら、これはこの委員会に運輸大臣でもだれでも来てもらって、そういうふうな事情をよく聞いていただかなければいけません。と思うのです。

○山口説明員 ます、ただいまの数字の問題でございしますが、先般の委員会で私百二十本と申し上げたつもりはございせん。私はその際は何本というのを申し上げなかつたつもりでございませう。警察庁の方から二百十回という申し上げ方をしておると記憶しております。

なお、先ほど申し上げました二十回と申しますのは、これは最大の一回間におきます列車回数でございまして、平均回数ではございせん。最大は現在二十回以上でございませう。それからなお、先ほど私が申しましたように、鉄道と道路との関係、踏切におきますところの通行問題というのは、原則的には先ほど申しましたところ、ただそれを具体的な問題として、どこをどうしなければならぬというところは、現地の実情を十分に考えてやらなければならぬということ、を申し上げておるのであります。この問題につきましても、現地の鉄道事業者と公安委員会とが

相談をいたしております。私どものほうから、この前の御質疑の問題等につきまして十分現地に話しまして、そういう方向で検討をいたしておるわけですが、まだ公安委員会側の御意見等いろいろありまして、完全な一致を見ておらぬ、こういうことでございませう。

○岡本(慶)委員 それではあなたのほうでは、そういうふうな道路の建設が今日の交通事情の混乱についていけない。ついていけないから、それだけの応急措置をどうしてもみんなが協力しなければならぬ。今日では、その電車の遮断機がおりてゐる間、一応自動車のほうで待機しておる。電車側も従前の姿とちつとも変わらぬ、何らそれに対処するところの道を開いておられない。そういうふうな一般的な電車のあり方というものについて、運輸省としてはどう思つておられるのですか。それは正しいあり方だと思つておられるのですか。やはりそういうふうな事情になつてくれば、これはやはり電車側も通行者側も、またそれによつて非常な迷惑を受けるのは、これは沿道の住民なんです。自動車がずっと数百メートルにわたつて並んでおる。それがぼつぼつ出た、その向う側に渡れないのです。全然渡れないのです。そういうような義務を住民が負わなければならぬ。そういうようなことが正常な政治の運行かということですね。だから、そういうふうな事情になつたらそれに従うようにというふうなことは、運輸省としても指示を授けても当然じゃないですか。だから、そういうふうな指示をしなさい、してもらえぬか、こう言っているのに対して、いや、現地で相談しているから、現地まかせだ、それじゃ何にもならぬじゃないですか。これだけ委員会であれわれが事情を詳しく言つておからぬのでは、もう一ぺん地図を書きましようか。地図を書いてもう一ぺんこの前のとおりやろうか。この前そういうふうな地図まで書いてわからず、説明をしておるのかかわらず、あなたのほうでは何らそういう誠意のある措置をとつておられない。だからこんなことを繰り返して言わなければならぬのです。だから、そういうふうな事情の

変化に対応するのに対して、住民や通行するところの自動車はたいへん困つておる、電車側は何らそれに対応するところの措置をとつておられない、そういうようなことはそれでいいのかわからぬ、それについて運輸省としてはどういう見解を持っておられるのか、それに即応する必要があると考えておられるのか、あるいは即応する必要があると考えておられるのか、あるとするなら、どういふ措置をとられるか、もう一ぺん答弁してください。

○山口説明員 道路交通の混雑の緩和をする必要があるというところにつきましては、お説のとおりでございます。各地の道路の整備というものが完全にはできない場合に、各種の措置によりましてこの道路交通の混雑の緩和というのに対しては十分協力をするとすることは、当然のことでございます。ただ、同時に、これは一方において交通安全、人命の尊重、事故の防止という点がございます。踏切の問題というのは、事故の防止、人命の尊重という点に非常に関係がございます。最近の鉄道の事故というものは全体として非常に下がつてきておりますけれども、踏切の事故だけは、何とかしてやつておられますが、若干は下がつておりますが、まだまだ下がつておらないわけでございます。そこで、踏切の事故の防止、人命の尊重をはかるにはどうしたらよいかということの一つのあらわれが、道路交通法によるところの一人停止の義務でございます。そうしてとにかく一人停止義務によりまして事故を防止するというたてまえでございませう。ただ、そう言ひましても、具体的な問題といたしましては、先ほど申しましたように、この一人停止義務を解除してそうして道路交通の緩和をするということが適当という場合につきましては、これはそれに従つて一人停止義務を解除していくということが適当じゃないか、このように思つておることでございませう。

それで、本件の問題につきましても、私も、先ほど申しましたように、現地の陸運局を通じてまして会社に対して、とにかく、当委員会のお

話もございましたし、そういう方向でいろいろと検討してもらいたい、交通信号機の設置というようにものも十分に考えて検討してもらいたいという趣旨で、会社と公安委員会がいろいろと折衝をいたしておるわけでございます。ところが、先ほど申しましたように、この地点は大きな二つの道路がそこへ参つておりまして、しかも観月橋の道路幅員というのが非常に狭いというふうな非常に特殊な事情にございまして、その場合にいまだんな形で交通信号機をつけるのがよいかということにつきまして、公安委員会の側にもいろいろ考えがございまして、その間の技術的な検討ということとをたゞいまやっております。ございまして、この点はそういう意味でまだ進んでないということとでございます。先生がおっしゃるような道路路混雑を軽減するという意味では全くございませ

○加藤委員長 岡本君にちよつと申し上げますが、三十分のお約束の時間が過ぎておりますので、至急お打ち切りを願います。

○岡本(隆)委員 山口部長、踏切一般論としてあなたはおっしゃっている。しかし、この踏切は特殊な踏切だということを私は申し上げておる。というのは、停留所がま横にあって、そこへ入ってくる車は必ず一たん停車しております、停留所のほうにある片側は、それから反対方向から来る車は、停留所のまんな前に、きわめて徐行の状態で差しかかる車だ。だから、ここで起こるところの踏切事故というものは、そんなに高速のものが走るような場合として考える必要はない。ですから、踏切の中に車がある状態にあつたとしても、電車がぐつとブレーキを踏めばすぐとまるといふような姿勢で差しかつてくる踏切だ。だから、いまおっしゃるような高速のものの走る踏切として考える必要がないということが一つ。

それから、あなたは、ダイヤは鉄道の使命だとおっしゃいます。なるほどそれはわかります。しかし、そういうことは、現地で六十年間生きてゐるんですよ、だから、その路線が一体どのように

ダイヤに影響があるかぐらいのことは、二、三分そこに長くもつて、そのために本線にどのような影響があるかぐらいのことは、百も私にはわかっています。そういう上に立つて私は、どうしてここに信号機をつけることを電車側が拒否するのか、理解に苦しんでおる。

それから、交渉の経過を聞いておりますと、公安委員会は、つけない、つけさせろということとを要求しているのですが、電車側がそれに同意しないのです。だから協議が成り立たないのです。これは自民党と共産党との話し合いのようになつてしまつてゐるんですよ。そういう点で、公安委員会としては、つけていい、つけるべきだという結論を出しているのです。それに対して電車側がオーケーしない。あなたがそういうふうないまいなことではいつまでもおられるならば、またもう一べん、今度は現地の公安委員長と電車の社長と、関係の人にみんな来てもらつて、そうしてここで議論をしてもよろしいやうがございません、そんなことをおっしゃるなら、そういうふうなくだらぬ手数をかけなくとも、あなたがもし私が言つてゐることがおかしいと思われるならば、だれか係の人を現地に調査によこさないや。よく説明してあげますよ。運輸省としても、常識じゃないですか。その常識を電車側がえんじないというやうなことで、しかるべき措置をやはり運輸省としては指導する必要があるのではないか。そのことを私は要求しておきます。

○山口説明員 現地の公安委員会が要求をして鉄道が断つてゐるという話は聞いておりません。その点は、先ほど申しましたように、具体的なり方の問題、技術の問題等につきまして会社と現地の公安委員会がいろいろ相談をしておるということでございます。

○加藤委員長 もう時間がきました。

○岡本(隆)委員 いまのようなたよりない返事をしているんだつたら、もう一べんまた運輸省との関係の者にみな委員会に来てもらつて話をします、その前にとにかく二週間私はあなたに猶

予をいたします。二週間以内に結論を現地で出して下さい。現地でそれだけの結論が出なければ、委員の諸君には御迷惑だけれども、この委員会での問題をそれぞれの人の言ひ分をちゃんと調査してもう一べんやりますから――それではこの程度でやめます。

○加藤委員長 渡辺惣蔵君。

質疑をなさる渡辺さんに申し上げますが、質疑時間は一人三十分をかくお守りください。

○渡辺(惣)委員 まだ発言しないうちから委員長に時間の拘束を受けてたいへん残念ですが、委員の意向はできるだけ尊重して協力いたしたいと思ひます。

私は、保利さんが建設大臣になられてから一度機会を得て質問いたしたいと思つておりました、が、委員会の審議の経過でまだ一度も保利さんに質問をする機会を得なかつたわけなんです。それで、きょうは機会を得ましたので、二、三の質問を申し上げたいと思ひます。

第一の問題は、これは建設大臣の所管外に属するかもしれませんが、建設大臣が直接関連を持っておりますので、実力者であります大臣でございますから、ひとと佐藤総理にかわつたつもりで答弁を願ひたいと思ひます。

率直に申し上げますが、私は国会から選任されまして国土総合開発審議会の委員に任命されておるわけなんです。私だけではないのです。衆議院で九名か委員が出てゐるわけですが、すでに一年を経過しておりますけれども、まだ所管の審議会の事務局からも官庁からも何らの資料も公式にはもらつておりません。経過の連絡もない。あいさつがないというやうなことは申しませんが、全くあいさつもない。任命のしつぱなしで、まる一年間全然招集されておらないのです。審議会の問題については、不要な審議会は廃止しろ、何も実体的ないものであればすべからずやめたほうがいいという声、世間のごうごうたる非難があるわけです。これは経済企画庁官署に質問するところでありまして、呼んでおりませんので、建設大臣も

当然その全国総合開発計画の実施機関ですから、したがって関連があるので、こういふ措置は一体妥当なのかどうなのか、ひとつ高度な政治的立場から御答弁をわづらわしたいと思ひます。

○保利国務大臣 きわめて重要な国土開発に関する審議会でございますから、したがつて国会の御参加もいただいております。それだけにまた、御審議をわづらわす準備も事務局においてかなり苦勞をしてゐるやうに聞いております。事務局で多少承知してゐるやうでございますから、その状態を説明いたさせます。

○川島(博)政府委員 所管外のことでございますが、私も非公式に連絡を受けておりますところでは、全国総合開発計画を近いうちに改定する必要がありますので、近く――今月末と聞いておりますが、国土総合開発審議会を開催する予定と聞いております。

○渡辺(惣)委員 今月末やたいというところは漏れ承つておるのです。建設省としては「国土建設の現況」という資料を毎年発表されてゐます。この国土建設の基礎になるものは、昭和二十五年五月末に公布された国土総合開発法に基づく実行部面の行為ですね。国土総合開発法に基づきますと、その主要なる仕事は全国開発計画を策定することです。しかし、昭和二十五年に開発法が発足しておりましたが、全国開発計画というものができたのは昭和三十七年十月のことですね。それまで実に十二年間の長い間実は全国総合開発計画というものがなしに過ぎてきた。法は完全にじゅうりんされておつたわけなんです。そこで問題は、三十七年にはじめて十二年目に全国総合開発計画というものが策定された。ところが、私ここで問題にするのは、出しおくれの証文ですが、実は都市計画法という法案審議の過程に、都市計画法という新法がこの全国開発計画の上においていかなる位置、条件、関連を持つのかというのを聞いたわけなんです。もちろん、他の委員の諸君もそれを希望したし、部分的に発言をされておると思ひます。ところが、十二年目に策定された全国総

合開発計画というものは実はパアになっておるのです。十二年目によりやくできたものが、空文化してしまつて、實際は今日の段階に全く通用しない状態に来ておるわけです。そこで経済企画庁は、これを策定し直す作業に、まる六年を経過していま入るうとしておる。しかし、その間にも都市計画法は進行しますし、あるいは都市再開発法の審議も進んでくる、全般の問題、あるいは首都圏、中部圏、近畿圏その他の問題も出てくる、こういう中で、全然架空の全国開発計画をかけておるといふことは、全く本末転倒しておるのではないかと考へるのです。そこで、いま全国総合開発計画を策定しておりますもの考へ方が、ここから論議しますのに大事な問題になると思ふのですが、経済審議会という機関がありますね、その経済審議会の地域部会というのが、昨年の十月に、二十年後における日本の地域社会の想定を中心にして、いわゆる「高密度経済社会への地域課題」という意見書を發表しております。御存じだらうと思ひます。この「高密度経済社会への地域課題」という経済審議会の地域部会の発想が土台になって、これが基礎になって、そうしていま四月三十日に第一回の会合をもちつたといわれる国土総合開発審議会の議題の資料になっておるわけです。この考へ方というものは、もう全国の地域開発、地方開発、拠点開発といったようなものもろの二十年間やつてきた国土開発計画というものを全面的に否定するものとして出てきておると私は理解するのです。それはもういまの状態では都市化は必然なことだ。押えられない。だから拠点開発とか地方資源開発とか、そういう地方開発にとらわれないで、集中的に、都市化するなら都市化を肯定し前提としてその開発計画を進める以外にない、こういう考へ方でこの「高密度経済社会への地域課題」というパンフレットはそういう方向を示唆し、それを受け継いで国土開発審議会が審議するのではないかと心配があるわけです。昭和二十五年の五月に北海道開発法が発足し、一月

置いて国土総合開発法ができ、自今約十年くらいは地域開発ですね、地域資源に重点を置いてきた。しかし、池田内閣の高度経済成長政策が推し進められて以来、急速に方向転換をせざるを得なくなつてきて、三十七年十月に策定された全国総合開発計画というものは、要するに、池田内閣の所得倍増政策、高度経済成長政策を裏打ちするために、それを理論づけ、そうして裏づけをするための計画として策定された。ところが、今日の段階では所得倍増政策が一つの行き詰まりにきておる。ということになると、地方開発、拠点開発の方式を変えなければならぬ。そこで今度の国土総合開発計画がつくられつつあるのではないかと、いうことになると、従来のいわゆる国土総合開発計画に対する大転換、全くの方向転換を今度の全国開発計画の策定で打ち出されるのではないかと、いう批判もあるし、危惧もあるわけですが、この点について、大臣は、そういう方向をとりつつあるということをお認めになるか、それに対する御意見を伺いたいと思ひます。

○保利國務大臣 渡辺さんの御疑念に対して十分の御答えができるかどうか、私もちよつと心もとなく思つてございしますが、私は、現行の昭和三十一年に策定された全国総合開発計画の基盤は、この狭小な国土でございしますから、狭小な国土ができるだけ均衡ある開発、発展を遂げていくようにという願いがこもつておると思つてございします。したがつて、北海道はじめ各ブロックの開発計画、あるいは新産都市とか工業整備特別地域でありますとかいうように、できるだけ各地域の均衡ある開発、発展というものを願つた。しかるに、ひるがえつてそのあとを見ますと、そのとおりにいっておらぬじやないか、いつていところもあり、いつていところもあるのですが、その目違いがちよつとひど過ぎるんじゃないかといふことは十分反省されなければならぬと思ひます。

私どもが思ひますのは、たとえば新産都市等におきまして生産、出荷等につきましては大体その

傾向をたどつておりますけれども、一方において、それじや生産、出荷と見合つて想定されておつた人口がそつちに寄るかといふと、人口は寄らないといふような点は、強く反省をされなければならぬところだらうと思ひます。それにもかかわらず、大都市と申しますか、東京圏、名古屋圏、阪神圏に対する人口集中度というものは非常に強い。これをどういふ姿で見送つておるということはどうも適当じやないんじやないか、もう一

べん均衡ある国土の開発、発展計画というものを直してみなければいかぬじやないか、それで、また十年先になつてあまり目違ひを起ささないように、今度の全国総合開発計画というものは、現行の相当目違ひを起こしておる計画のようなことにならぬように、政府のすべてこの施策もあやまたないようによつていかなければならぬじやないかという意味において、経済企画庁でたゞいまその策定をせられて、渡辺さん方御参加の国土総合開発審議会の重要な討議になつていくであらう、したがつて私どもも、この秋には新しい総合開発計画が持たれるということ、それに期待をかけておりますが、先般御審議をいただきまして都市計画法、あるいは首都圏、中部圏、近畿圏等の整備計画、中位計画、末端計画とともに作業中ではございしますけれども、事務局局間において、都市計画法の今後の実施のあり方、あるいは中部圏とか近畿圏とか、中位計画の策定にあたりましては、経済企画庁のほうと内部的に連絡をとりまして、あとで目違ひを起こさないようにという配慮は十分進めてまいつておるようなこととございします。

それから、どんなに寄れば寄るうちに、大都市集中はもうやむを得ないといふことでやつていくのかといふことについては、そんな考へは毛頭ないわけ、これはるる当委員会でも申し上げておりますように、何とか——相当せきとめにかかつてみたところで寄つてきますけれども、しかし、できるだけせきとめいいますか、分散できるものは分散をしつつ、そして都市は都市としての都市環境を整備してまいらうといふようなことでやつて

いるわけでございます。全国総合開発計画が、今度はどうかひとつ、また十年先になつてひどいものだったといふようなことにならぬようなものを出してもらわなければならぬし、また、出ました以上は、中位計画、末端計画もこれに合はして、そごを来たさないように政府施策を調整してまいるといふような考へでおるわけでありま

す。

○渡辺(總)委員 大臣のここにおられる時間が短いようなので、たいへん残念ですが、大臣おられるうちに御答弁をいただきます。

四月十二日付の日本経済新聞によりますと、大臣は十一日、建設業者の団体であります、しかも大手筋の団体であります日建連——日本建設業団体連合会の幹部と会見をして陳情を受けることになつておる、こう報道されておりますが、お会いになりましたか。

○保利國務大臣 四月十一日の八時半ごろから一時間ばかりお目にかかりました。

○渡辺(總)委員 同時に、全国建設業協会と、大手と中小以下と、建設事業団体が最近二つに分裂しておるようですが、特にこの日建連はほとんど全国の手が中心に結合しておるようですが、ここで何項目かの——時間がありませんから、申し入れたと伝えられておる内容をこのまま申しします。第一に「予算編成時に工事原価のなかに将来の物価上昇を見込むなど、いわゆる積算を適正化する」、第二に「工事期間中の物価上昇による原価高を一方的に業者に負担させないよう契約を改める」、第三に「指名を辞退してもその後の指名に影響を与えないよう指名入札制度の運用方針を改善すること」、こういう三項目にわたつて大臣に陳情いたしました、こういわれていますが、大臣はこれに対してどうお答えになられたか、承りたいと思ひます。

○保利國務大臣 公共事業の工事単価が今日の物価、労銀等をあまりに織り込まなさ過ぎるじやないか、もう少し織り込んでくれなければ、實際は公共事業のほうでは赤字を出して、民間事業の受

限が行なわれておる。A級の土木は六千万円以上——これは建築の場合ははずして土木だけの場合を例にとつて申し上げます。B級が六千万未満から三千万、C級は三千万未満から一千万以上、D級は一千万未満から四百万円以上、E級は四百万未満、こういうように北海道開発局の場合は発表されていきますが、大体全国同じですか。

○保利國務大臣 局長から……

○川島(博)政府委員 中央建設業審議会が一応等級別の発注標準をきめておりますが、これは全国の標準としてきめておるわけでございまして、A級の一億五千万以上からE級の三百万円未満まで五階級に分かれております。しかし、これは一応準拠すべき基準としてきめておるわけでございまして、国、各省あるいは各公団、各地方公共団体——これも府県、市町村とあるわけでございま

すが、それぞれこれらに準拠いたしましたして、各団体の実情に應じて等級別をきめておるわけであります。

○渡辺(惣)委員　そこで、この基準は昭和四十一年に行なわれて、四十二年、四十三年、もう三年にわたつてこの基準は訂正をされておらない、こちら承つておりますが、そのとおりですか。

○川島(博)政府委員　この発注標準は、実は四十一年の十二月の答申で「億五千万円以上をA級といはしたわけでございしますが、それ以前は、三十六年の改定によりましてA級が一億円以上であつたわけでございします。これを四十年、すなわち四年後に五〇％上げまして、それぞれ、一億五千万円以上、五千万円以上というふうにランクをしたわけでございします。当時この四年間の物価の上昇によりまする工事価格の上昇率は約三〇％でございしましたが、それを二〇％上回る五〇％の補正をしたわけですから、したがいまして、四十一年から適用されましたこの等級別発注標準は、今日においても、その後物価の上昇がございしますけれども、十分現在まで使用に耐えてきたと考えております。ただ、最近……といひますか、その後におきまして、も年間四、五％程度の工事費価格の上昇がござい

ますので、今後やはりある程度この価格に開きが出てまいりた場合には、この等級別発注標準の再検討も必要になってくるのではなからうか、かように考えております。

○渡辺(惣)委員 ちよつとその説明はのみめないうのですが、大建設省あるいは公共事業その他の工事総量がだんだん膨張してくれば、膨張した仕事だけの率は、いわゆる各ランクの下の層の中小企業にも仕事が回るようにしていかねければならないにもかかわらず、予算額はぐんぐん膨張していきながら、企業の請負の額を押えられていまして、中小企業はいよいよ萎縮して、わずかの事業量に対してみなが犠牲的にさされなければならぬという結果が出てくるのではないですか。だから、二年間経過しているのだから、かつて六千万の仕事は今日七千万、八千万、一億円の事業量を持たなければ、中小企業は事業量の上において倒産せざるを得ないという結果になってくるのではないかと。

もう一つの問題は、事業単位が大型化していくのではないかと。どんな一つの工事の主体が五千万、一億円、二億円、十億円というように事業総額が大型化していくのに、大型化していく事業が全部大企業に集中されていく、独占にまかされていく、そうして中小企業は三年前の査定に押えられて、中小企業はそういう大型化していく仕事に全然寄せつけない。小型の仕事がだんだん減ってきておる。中以下の仕事が減っていくところにたくさん事業団体がささるから、犠牲的な入札をせざるを得ない。そこに非常な犠牲と圧迫が加わって倒産率が増大していくという一つの根拠をなすのではないかと。この点についてのお考え、また早急にこの請負のランクの是正をする意思があるかないか、承りたいと思います。

○川島(博)政府委員 御承知のように、等級別発注標準は、工事を規模別に分類いたしまして、各級業者の施工能力に応じてこれを適正に配分するということが、しかも、特に中小企業の受注分野を確保するということを主たるねらいにきめられてい

るものでございまして、四十一年の暮れにきまつた現在の等級が下位業者に不利ではないかというお尋ねでございまして、実際問題としては、少なくとも現在まではそういうことはございせん。たとえば資本金五千万円以上の建設会社の受注状況、これはいわば大手と見ていいと思いますが、これは三十八年度には件数で約二割、それから金額で約五二%でございまして、その後四十年後の四十二年をとって見ましても、件数で二二%、金額にして五三%、ほぼ横ばいでございまして、決して年々大手が中小の受注分野を侵蝕していくという事実はございせん。また、そういうことのないように受注分野の確立についてはわれわれも行政指導をいたしておるわけでございまして。

○渡辺(惣)委員 この問題は、さらに時間をあらためてもっと具体的な方針を出していただきたいと思ひます。

そこで、大臣がおられますうちにひとつ質問を申し上げたいのですが、こういうように中小企業の建設会社等が窮地に追い込まれれば追い込まれるほど、何とかして打開の道を求めようというものが強くなつてくると思ひます。そこで、最近見ますと、これらの中小企業のみではなくて、過当競争が激しくなつてくればくるほど、その業界のあがきが、官僚との結びつきの中で問題の突破口を開こうとしていく。この傾向に出てきておりますのは、建設省傘下の、いわば公共事業の発注者側であります。建設省の役人が天下り的に大中の――小には行きません。そんなもの相手にしていませんから。おもに大企業、中の上位の建設業の経営者、何々組とか何々会社に重役としてあるいは部長として現職からそこに横すべりにいく傾向が非常に強まってきたというところになりまして、いままで発注者側であつた人物ですから、事業計画の内容は知悉しておるし、自分が起案しておるのですから、しかも発注者側でいままで工事の監督を行つてゐるのですから、今度は土建会社の帳場になつて注文とりをしたり、監督者に対する制肘を加えたりする便利が出てくる、こ

ういうことで、最近、私の手元にも各年度別に――役所から横すべりに土建会社の重役にあるいは顧問に、技術部長に、営業部長に、それぞれ地位をかえて今度は注文とりに回る。もともといままで役所についていたのだから、自分の部下ですとかね、そこへ行って、おれの顔を立ててくれというところを言つていきます。そうなりますと、そういうような高禄で建設省系統の高級幹部を抱ける事業会社は危機突破ができますけれども、しかし、高禄で何十万円という重役級相当額の手当を出せない事業会社は、それでみんなへばつてしまふ。そうすると、早い者勝ちで、かつての発注者側において監督者であつたそういう人を抱き込める会社のほうが危機突破の可能の道が開けるといふことかというところは、同時に、入札の公正なところとは全然期待できない。全部筒抜けです。全部筒抜けになつて、そしてそういう手の打てる業者にだけどんどん仕事が流れていく、あるいは指名入札になつていくことでありますから、弱小中小企業の経営者や労働者はいよいよ転落の一途をたどらざるを得ない、こう私は考へる。そこで、建設省の本省などは、住宅公団とか道路公団とか、あるいは高速道路公団とか、そういういろいろの関係機関がありますから、高級幹部はそういういろいろな条件で公的機関に横すべりができるでしょうが、それ以下の地建、地方開発局、出張所あるいは土木事務所等の所長クラスが、昭和四十年、四十一年ごろから一体どのくらい出てゐるのか、お調べになつておつたら、ひとつここで明らかにしてもらひたいと思ひます。

○志村政府委員 昭和四十一年以降三カ年間ににおきまして、建設会社の重役とか顧問とかいうふうないわば幹部に就職した者の数はどれくらいかというお尋ねかと存じます。そういう民間企業の重役等に就職しようとするときは、人事院の承認が必要でございます。それから、そういうふうな幹部でなくとも、課長以上の経験を持った者が民間会社に参ります場合には、人事院の承認

を必要とするわけでありまして。そういう人事院において承認をいたしました件数を申し上げますと、昭和四十一年は十四件でございます。昭和四十一年は十八件でございます。昭和四十二年は九件、合計いたしまして四十一件でございます。

○渡辺(惣)委員 もつと多くないですか。私も人事院の報告書を全部抜き書きしてゐるのです。あなたは、やめる時点のときにいわゆる建設省の職員であつたというものをだけ有利に出している。しかし、かつては建設省にいて、農林省の開発事務所部長に行つたり何かしてまたもとへ戻つてきたりして途中で交流して、最後のやめる時期に建設省に籍がなつただけで、農林省の開発事務所などを往復してゐる職員などがおりましよう。やめる時点では確かに農林省の籍になつてゐるけれども、現実には中身は建設省の職員である、あるいは建設業務が主たる仕事である、こういうのを合せてみると、それはもう年間二十三、四件ずつ続いているのです。これはリストを調べ直してもいいですよ。

○志村政府委員 建設業関係の幹部に出ました者は、建設省以外にも農林その他の省があるようにございまして、先生先ほど御指摘になりました、建設省の者が農林省の幹部になつて、それから民間に出るといった事例はございせん。したがって承認をいただきました件数は、先ほど申し上げたとおりのものでございまして。

○保利国務大臣 渡辺委員の心配される点は、もうよく了解できます。し、氣をつけていかなければならぬところだと思つておりますが、一方また角度を変えて考えてみますと、お互いに国政に参加している者として考えなければならぬことは、公務員の処遇の問題なのでございまして。特に幹部職員の状態を考えますと、戦前の事情等を考えしてみますと、役所をやめる前後が、一番生活費というか、女の子を持つていれば嫁入りとき、男の子を持つていれば大学へやらなければならぬという一番生活に追われるときで、ちょうどそのときに

退職しなければならぬ。したがって、私も承知しております。戦前の幹部職員は、まあやめてもよかった。たせぬでもやめておいたわけですが、それでも、いまはやはり新たな生活の基礎を持たなければやていけないような処遇になっておる。これはお互いにこの話とは抜きに考えなければならぬところだと私はかねがね思っておるわけなんです。

そこで、建設省に限らず、当該官庁の職員がその官庁に係る職務につかれたときに、公私の別をどうわきまえてまいるか。これは人間のことで、それから、なかなかそういかぬと思うのですけれども、その辺の節度はどうしてもしっかり守ってもらうということではなければならぬと思うのです。そうかといって、建設省の人がどこか出版屋なんかに行くわけにもいかぬでしょうし、結局なれたところが歓迎もされるでしょうし、就職もしやすいわけでしょうから、その辺はひとつ寛大に見ていただく。ただし、その結果が、そういうところの仕事がとりやすくなって、そういう人を入れてないところはあふれていく、そういうことがひんびんと起こっては、これは許されないとだ、十分気をつけてまいらなければならぬところだと考えております。

○渡辺(憲)委員 建設大臣の部下に対する愛情あふれる発言には私も同感なんです。それはお互いの生活ですから、大事にしてあげなければならぬ。しかし、たとえばトラック製造会社で土建会社に個々のトラックを売り込むとか、そういう業種については、何も公入札をするわけでもないから弊害がない、本人のいわゆる企業能力でやっていくことですから。しかし、公入札の発注者である監督者であった者が逆な条件でいくということについては、これは非常な弊害が出てくるということだけは間違いないと思うのです。そういうことがなかったら、その会社が引き取る道理もないです。一番安易な生活のいき方であるけれども、しかし、そのことによって今日の公入札制度というものが事実上崩壊しているんだ、全部役所

と民間のそのかかえた会社とはツーツーになつて、万事がオーケーになつていくから、そのことのできない、あるいは措置しなかつた事業会社というものはほんぽんやられていく、こういう点について、私は、人事院の、さるの水の抜けたような――承認事項であるから、それで合法的でいいのだというようなことと、建設省その他全般ですが、官僚がもつとそういう点を厳密に公明な措置をとる、またとらせることが必要ではあるまいかということを感じる。

たとえば、私こんなことを申し上げたくないけれども、けさの新聞でも、東京都の住宅公社の汚職事件が朝日新聞の三面のトップを飾っている。道路公園でも電子計算機の汚職が起つてきている。そういう上部機関とか外郭機関の中にこういう問題が起つてくる。そういうところに建設省とつながっている土建業者が登場してきている。大手の最高です。社長は参議院議員だし、しかも現職の政務次官である。本人が汚職を働いたわけではないですから、本人を糾弾するつもりはないのですけれども、しかし、現職の政務次官であり、前社長、いま取締役会長か何か知りませんが、そういう形が随所につながつて出てくる問題があると思ひますので、そういう点については、私は、誤解のないように、建設大臣において部下に対する特段の指導等、あるいはそういうことの規制を厳格にされる措置を希望するわけです。

○保利国務大臣 どうもそういう疑いを持たれやすいことだと思ひます。したがって、それはよほど気をつけなければならぬことだと思ひます。

ただ、私も、少し極端な例等があることを否定するものではありませんけれども、私がいろいろ聞いておりますところ、建設省でやっておりますのは、地建がやっているわけです。地建の局長等に一体どういうやり方をしているのだということ聞いてみますと、それは実にきびしいことをやっております。そういう中から、どうでありそうか等いろいろ情報探り等もあるかもしれませう。当たる場合もあるし、当たらない場合もありま

しょうが、建設省の直轄でやっております分については、いま御懸念のようなことは、私もいろいろ聞いてみますけれども、起こるようにはないと思つております。しかし、このことは、とにかく人間のやることでございますから、あやまちはどうしても起きやすいことでございます。御注意もありませんから、さらに私どもも注意して万全を期していくようにいたしたいと思ひますから、御理解をいただいておりますと思ひます。

○渡辺(憲)委員 中小企業をめぐる土建業界――大手の場合も共通の問題であらうと思ひますが、労務対策が非常に重大な段階にきているといわれるわけです。ことにいま万博をかかえて大問題になつてきている。一部には外人の労働者を移入することも考えられておるというようなことが伝えられたりする。こういう状態の中で、したがって土建業に働く下級労働者の争奪戦が始まつておる。たとえば私どもの北海道などは、従来秋田とか青森、岩手等の東北関係の出かき労働者を雇入れて土木事業をやつてきた。ところが、万博の準備が進んでまいりますと、次に万博のあとに、一九七二年には札幌で冬のオリンピックが行なわれる。そうすると、従来の、そういう万博とか冬のオリンピックの特設の施設というものをかかえないで、普通の開発、建設の度合いの場合でも建設の労働者が非常に不足してきているという状態の中で、そういう国家目的とつながる特定の大型工事を抱いておる地帯になりますと、事態が非常にめんどろになつてくる。時期は迫るし、賃金は上げなければならぬ。

私、この間フランスのグルノーブルで行なわれましたオリンピックに、組織委員をしておりますので派遣されて参つたのでありますけれども、事実上、グルノーブルのオリンピックなども、基本的にはできたけれども、道路あるいは駅その他ができていない。グルノーブルの駅前の地下道などは、会期中昼夜兼行でやっていたが、ついにオリンピックが終わつてわれわれが引き揚げるまでに、開通せずに終わった。グルノーブルでは、イ

タリアとかアルジェリアとか、ポルトガルとか、外人労働者を何万と入れてやつていてそういう状態になつたのだ。

今日、万博をかかえ、札幌オリンピックをかかえ、そして建設事業量の増大、国土の再開発の中で、労務対策についてどういう見解をとられてゐるか、承りたいと思ひます。

○川島(博)政府委員 万博に伴います建設工事に必要な労働力でございますが、私どもが、関連公共施設も含めて万博に投下される建設工事に対する労務の需要量を想定したわけでございますが、万博がなかったときに比較いたしましたら、アラブで必要な労働力は、ピークの本年度四十三年度におきまして約五万人と見込まれておるわけでございます。これを近畿地方管内だけから調達をするということになりますと、管下の労働力の約一三％に当たりますので、これはたいへんな苦勞があるわけでございますが、全国から労働者を調達するということで、ただいま万博協会を中心にしていろいろ労働省とも連絡をとつてあなばいをしておりますけれども、こうなりますと全国に与える影響はせいぜい二、三％であらう。こういう程度でございますれば、全国の建設労働力の需給関係にそう悪影響を与えることはないものと考えております。ただ問題は、会場施設その他非常に高級な技術が必要とする熟練技能労働者の確保につきましまして、これは職種によつては若干問題があるものもございまして、全般的にいたしましては、万博が開催されるために全国の建設労働力の配分に重大な影響を与えることはまず考えられないというふうに私どもは考えております。

○渡辺(憲)委員 労働力の不足によつて賃金がアップしていくという傾向はどういう状態ですか。四十一年、四十二年、四十三年と、建設労働者の賃金はどういふ上昇率を示していますか。

○川島(博)政府委員 御承知のように、公共工事に従事いたします建設労働者の労働単価につきましては、御案内の五省協定によつて毎年きめております。たとえば本年度を例にとりますと、昨年

度の基準車価より一・五%上げております。大体ここ数年は一〇%前後の上昇を見ております。

○渡辺(惣)委員 それは中小企業に対する経済的な圧迫にならない程度ですか。

○川島(博)政府委員 これは公共工事の設計積算に織り込む車価の基準でございますので、十分御要望にこたえたいと思います。

○渡辺(惣)委員 河川局長いらしてですか。河川局長おられたら——全国の主要河川における堤外地——河川敷地の中にゴルフ場をついたり、自動車学校をついたり、いろいろな営利を目的とした事業に使われておる。相当の固定した施設があり、中には鉄筋コンクリートのビルまでできておるといふ話があるのですが、その管理の状況がどうなっておるか。再三資料の提出を求めているのですが、係の人々は、そういう調査資料は集まっていないうと私に言ってきたのです。しかし、おかしいと思うのです。地方建設局がそれぞれ処理をしておる。それから本省の承認のもとに行なわれているはずですから、当然これらの実態は河川局で掌握しておられると思う。全国の主要河川の利用の状況について、ひとつ具体的な資料を求めたいと思うのですが、ありませんか。

○坂野政府委員 この資料は各地建に整理しておりまして、先生からの御要求にたいへんおくれたと思ひますけれども、実はようやくその集計ができましたので、いまちよつと読み上げたいと思います。大体のところ、一級河川だけとりますと、占用の総面積が約二万ヘクタール、そのうち田畑が五三%、それから採草放牧地が約二一%、公園緑地が三・六%、運動場が約一・六%、ゴルフ場が八・五%、その他が一・二%、そういう状況でございます。実はようやく集計ができましたので、いま御報告申し上げます。

○渡辺(惣)委員 この中に、冒頭に申しました鉄筋コンクリート建てのようなものはないのですか。

○坂野政府委員 二万ヘクタールのうちで、一一・二%という中に、自動車の練習場、材料置き場、水防倉庫、そういうものがございますけれども、具体的に鉄筋コンクリートのビルのようなものがどのくらいあるか、ちよつと私の手もとにありません。また御要望がございましたら、後ほどわかる範囲内で資料を御提出したいと思ひます。

○渡辺(惣)委員 大臣が見えましたので、次の機会に質問させていただきますと思ひます。これで打ち切ります。

○加藤委員 水資源開発公団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本案に対し質疑の通告がありますので、順次これを許します。

○加藤委員 本際、おはかりいたします。

本案審査のため、本日本水資源開発公団から総裁進藤武左門君、総務部長小久保欽哉君に参考人として御出席を願ひ御意見を聴取することにいたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○加藤委員 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、参考人からの御意見聴取は質疑応答の形式でお聞きすることにいたしたいと存じます。さよう御了承願ひたいと存じます。

○加藤委員 質疑をされる委員各位に申し上げますが、質疑時間は一人三十分程度にお願いいたします。

佐野憲治君。

○佐野(憲)委員 行政管理局の方、少し急いでおられるようだし、また、審議の中でいろいろ参考としまして、また次の機会に質疑もしたいので、きょうは質疑応答よりも、資料としてまず冒頭に行政管理局のほうに要求しておきたいと思ひます。大体

四点ありますから、文書で後ほど委員会に提出していただきたいと思います。

その一つは、特殊法人の廃止についてどういう効果をねらっておるか。

第二の点として、特殊法人の廃止の状況は一体どういふ進捗を示しておるか。行政監理委員会が指摘した特殊法人について、個別に政府の見解は一体どうなっておるか。大体百八くらの特殊法人があると思ひますが、そのうち二十幾つかが行政監理委員会からも指摘になっておると思ひますが、これに対する政府の見解は一体どうなつておるか。この点を明らかに——文書がもうすでにできておると思ひますので、提出していただきたいと思ひます。

第三の点は、特殊法人の名称、住所、それから職員の数、役職名と役員の氏名、役員の俸給、今年度の事業量並びに役員の前歴が一体どうなつておるか。大体百八の特殊法人で、すでに監察その他やつておられるので、これらに対するところの資料として書類提出を要求しておきます。——行政管理局においては役員の俸給その他は管轄外かも知れませんが、委員長、その場合におきましては、内閣の官房のほうにひとつ請求しておいていただきたいと思います。

以上、書類をもって委員会に提出していただきたいと思ひます。——行政管理局の方お忙しいので、さうですから、帰ってけっこうです。

○杉浦説明員 ただいまの書類を提出いたすわけでございますが、四点とお述べになりましたが、三点……。

○佐野(憲)委員 最後に、今後特殊法人を新設するにあたってはどういふ方針をもって臨まれるか、これに対するいろいろの見解なり、いろいろの方針、これらも一応できておると思ひますので、書類で御提出願ひたいと思ひます。

以上四点です。

○大田政府委員 ただいまの四点の資料提出でございますが、役員の俸給、前歴等につきましても、確かに私どもの所管でございませんで、そ

のほかの点につきましてはできるだけ早くお出しすることいたします。

○佐野(憲)委員 ただいま管理局のほうからお話がありましたように管轄外で、俸給と役員の前歴ですね、それぞれ内閣官房のほうではわかつておると思ひますから、連絡をとつて資料提出をお願いしたいと思ひます。

○加藤委員 さよういたします。

○佐野(憲)委員 大臣も忙しいのですけれども、先般大臣の提案説明をお聞きしまして、また関係資料も御提出願ひましていろいろ読んでみましたが、これに対する政府の見解は一体どうなつておるか。この点を明らかに——文書がもうすでにできておると思ひますので、提出していただきたいと思ひます。その第一点と見解をお伺いしたいと思ひますが、その第一点と見解をいまして、地域的に限定されている愛知用水公団、しかも農業水利を目的として設立された。解散のときもこれは法律をもって定める、こういうぐあいに限定された地域的な農業水利公団だ。これと、いわゆる水資源開発公団、全国的な水系を指定されて、その中で多目的な総合開発をやる、こういう水資源公団とが合併をする、その必要性は一体どこにあるのか。特に運営上いろいろの問題が将来起こると思ひますが、しかし、地域的な、しかも限定された農業水利、そのための公団、そのために世界銀行からも借り入れをしてやつておる、こういう公団と、水資源開発公団と、性格的にも相当違つておると思ひますが、これはなぜ合同しなければならなかつたか、その理由をお聞きしておきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 御指摘のように、愛知用水公団は、そのような限定された目的をもって、つまり、そういう仕事をされたわけでございますが、御存じのように、いまの段階になりますと、農業水利、これも必要ではあります、当初考えましたよりはやはりかなりウエートが変わつてきておるわけでございます。そうして実はそれよりも、愛知用水公団は豊川水系の開発事業を終わりましたので、そもそも法律そのものが考へておつた設立の目的を達したわけでございます。しか

し、やはり将来に向かつてまだたとえば木曾川総合開発あるいは三重用水等の仕事は今後もあるわけでございますから、そういう経験と地元とのいろいろ親しみを持った公団の人々、それを何もここで散らすということは必要のないことで、むしろ不経済なことでありますから、水の開発という総合的な目的を持った一般全国を対象としたもう一つの公団にその知識なり経験を吸収して仕事を続けていくようにしよう、そう考えたわけでございます。

○佐野(憲)委員 そういたしますと、愛知用水が三十六年に終わった、そこで法律改正をやりまして豊川用水を継承したといたしますと、今度木曾川総合利水にいたしましたも、すでに農林省は国営事業として計画を立ててやっておりますんですよ。かつまた、三重用水にいたしまして、木曾総合——といっても、牧田川ですか、そのほんとの上流にある中村ダム、これらは農林省として国営事業としてすでに着手しておられるわけでしょう。国営事業でやっている。農業水利関係としてやっておる。じゃ、それを愛知用水公団に受け継がしても何ら——支障があるわけですか。

○宮澤(憲)大臣 そういふ考え方も可能であつたと思ひます。しかし、御承知のように、行政管理局で行政簡素化ということも考えておられますので、私どもその必要を大いに認めておりますので、まず類似の仕事をする二つの公団をなお両方とも存続させるということよりは、目的がたいへんに似ているわけでございますから、片方の当面の仕事が終わったのを機会に統合するほうがこれは国家経済であらう、こう考えたわけでございます。

○佐野(憲)委員 どうも大臣は、最初に、経験と組織を利用したい——であるとすれば、その経験と組織をやはり活用してやつてもいいわけじゃないですか。それは何か支障があるのですか。

○宮澤(憲)大臣 経験と知識と申し上げたつもりでありました。やはり別々に助成をはかりますよりは、非常に似た種類の仕事でございますから、

一緒になつてもらつて、そうして経験と知識を活用すればいい。片方全然やめてしまつて、そこにいる人々を世の中に散らしてしまつて、その人は、これはむだなことでございまして、その人たちに働いてもらつて、やはり家は一つの家と申しますか、屋根の下にいたほうが、それだけでも行政簡素化になるであらう、こう思つたわけでございます。

○佐野(憲)委員 では、木曾川総合開発に対する基本計画はできておるのですか。

○今泉政府委員 基本計画は、御承知のように、木曾川の総合利水事業並びに三重用水事業を含めましてつくつていかねばならぬわけでございますが、前からの引き継ぎ事業でもございまして、いろいろと相当具体的なものを持っております。そして、ただいま建設、農林等の関係各省と検討して進めておる次第でございますが、この具体案につきまして、やはり地元関係の方々よりいろいろの御注文もあるようでございまして、これらの点につきまして十分その御要望に沿うような方向で検討してまいりたいと思ひまして、この点を鋭意調整中でございます。われわれといたしましては、なるべく早くこの水資源開発の基本計画をつくりまして、十月一日以降、両公団の合併後、新しい木曾川の事業を開拓していく上に支障のないようにというふうに、また一般の職員の方々も、十月以降、合併後、張り切つてお仕事を願ふように、かようなつもりで鋭意まいりまして、検討しております。できるだけ早くこれが円満な形でつくりたい、かように考えております。

○佐野(憲)委員 木曾川の総合開発の基本計画もできていない。しかも現在国営でやつておるのだ。それで、国営でやるために大きな支障がある、だから水資源開発公団が愛知公団を統合してやらねばならぬ何かの理由があるなら、と、かく、現に国営でやつておるのではありませんか。

そこで大臣、一体、国営事業と水資源開発公団と、いわゆる愛知公団方式豊川用水と、この三つ

の関係について、何を基準に置いて判断されるのですか。

○今泉政府委員 全国各地で水資源の開発をやつておるわけでございます。国営でやります場合と公団でやります場合の振り分けの基準をどこに置くかというところは、これはなかなかむずかしい問題だと思ひますが、公団で取り扱いますのは、水資源開発公団法の目的にも書いてございまして、水系を指定して開発事業をやることになつておりますから、広域的な水系、地域につきまして、各種の多角的な総合的な目的を持っていくというふうなものを、先行投資の点も考慮に入れて選んでまいらうというわけでありまして、しかし、事業を採択いたしまするについては、先ほど申し上げましたように、基本計画をつくる必要がございます。その間に、建設、農林等関係各省とも十分御相談しましてつくつてまいつておるわけでございます。大体、いま申し上げたような、そういう基準、割り振り仕事を進めてまいつておる、こういう現状でございます。

○佐野(憲)委員 大臣、その点は内閣として一体どう考えておりますか。片方には国営事業として、しかも農業利水は、長い間の慣行と、川を守つておる農民との間に深い関係があつたのです。水資源開発公団が生まれまして経緯なり、目的なり、あるいはまた運用を見てまいりまして、利水という点に非常に重点を置いておるのです。もちろん、利水あるいはまた治水という面もありまして、そういう観点から考えると、農林省の国営事業、それも一つの土地改良としては一貫性を持つておると思ひます。やはり国営事業あり、県営事業あり、団体営がある、こういう一貫した中で国営事業として採択になつてきておる。そういう事業に対して、水資源公団が、まだ基本計画も立ててない、もちろん実施計画もできてはなすもありません、そういう段階の中で、十月一日から出発するの、三月早々法案を提出しなければならぬ理由は何一体どこにあるのですか。いままで国営事業でやつておるのですよ。そ

れに国の面から見ても重大な障害がある、そういう具体的なものが一体あるのだろうか。逆に、水資源でなくて、愛知用水公団がやるほうが何の障害があるのだろうか。ただ、二つあるから困るというだけであつて、何ら障害がないのじゃないのですか。一体障害があるのですか。

○宮澤(憲)大臣 水系を指定して総合的な基本計画を立てることが、御指摘のように、前提になつておるわけでありまして、ただ国営の仕事だけ、利水だけ、農業用水関係だけを考へて、それだけやつていけばいいというわけではないというの、基本計画の意味であると思ひますので、そこで、基本計画を立てるということについて、その必要についてはおそろく佐野委員ももちろん御異存がないと思ひます。そのときに十分に従来の農業利水の関係を尊重しなければならぬというところでございまして、各方面に満足いくように基本計画を立てなければならぬ。それでおくれを来たしておるわけでありまして、これはできるだけ早く各方面の御満足のいくようにつくつて実施に向かつていきたいと思ひます。さて、しかし、それを前提にして、それでもなお愛知用水公団がやればやれるではないかとおっしゃられれば、それはそのとおりだと私は思ひます。その点は、先ほど申し上げましたように、いかに類似の仕事に二つの公団が併存する必要はないように思ひますから、それは行政管理局の勧告の線に沿つて適当であらう、こういうふうに判断いたしました。

○佐野(憲)委員 愛知用水公団でやつても具体的な支障はない。それでは一体水資源開発公団がやつてどんなメリットがあるか、これも具体的に示されてない。ただ、行政管理局の勧告があつた、だからそれを受けたのだ、こういうことになつてまいりますと、運営面においても、と摩擦、混乱が起こるのではないかと、そういう大きな要素があると思ひます。いづれあとで農林省その他のほうからも意見を聞きたいと思ひますけれども、いま経済企画庁にも考へていただきたいの

は、やはり多くの混乱と摩擦が予想される、そういう危険性をはらんでおる、しかも具体的なメリットはない、こういう中でなぜ急がなければならぬかという点、そういう点をもう少しはっきりさせていきたいと思います。

○宮澤内閣大臣 これが愛知用水公団の、法律で定められた仕事をしておるまだ半ばでございまして、これはそれを続けてやってもらうのがいいのでございませうけれども、一応法律で定められた仕事を完了して、元来からいけば解散をするということになりましようが、それは、せつかくあれだけの経験と知識があるのに、いかにも残念なこととでございます。さりとて、新たに法律を変えてそのまま続けさせていくことは、先ほど申し上げましたように、どうせ類似的な全国的な公団があるのだから、それと一緒にすることのほうが国家経済であらう、こう判断いたしましたので、その点を全然無視して考えますれば、もう一ぺん愛知用水公団の法律を変えて、それで続けてやらせたいではないかという御議論も、それは私あり得ることだと思ひますが、私も、それは、やはり二つ公団を置くということ、は、片方が一応仕事を完了いたしましただけに、不経済なことだ、こう思ひました。

○佐野(憲)委員 私は何も結論を言っておるのではなくて、ただ、あなたの説明からではそういうことが出てこない。関係書類、参考資料を見ましても、国の立場に立つて、農民の立場に立つてどういうメリットがあるのか、そのことがちつとも明らかにされてない。ただ、合併するのだ、こういうことにしかなくていいでしよう。だから、もう少し本質的な問題をやはり明らかにしていただきたいと思います。

それから、現在の国営事業にいたしましても、農業利水という関係、それに連関する発電なり、あるいはダムなり、いろいろなことをやるということになっておるわけですね。それで、こういうやつていける、そういうことから、認証、採択になつておるわけでしょう。国会においても決議に

なつておる。そのためにいま予算が確保されておる。それとほぼ変わらぬことを皆さんやるわけでしょう。一体農林省が国営事業としてやることになぜいけないのですか。

○今泉政府委員 もちろん、仕事の性質によりまして、国営としてやるのがいいのか、公団営としてやりますのいいのかということになりまして、その辺の採択の振り分けの基準ということにつきましては、先ほど申し上げたようなのが一般的な方針でございますが、同時に、ことに公団の場合におきましては、国営の場合と違ひまして、その性質上、借入れ金制度がございまして、国の資金を相当豊富に借入れることによりまして事業を相当先行的に大規模なものを効率的に仕上げるのができるじゃないか、こういうふうなあたりが一つの特徴じゃあるまいか。逆に申しますれば、水資源公団法がございまして、そういった国の事業としては国の会計上なかなか不自由な点、これを解消するというのも一つのねらいであつた、そういうふうな私どもも聞いておるわけでございます。

○佐野(憲)委員 では農林省の方からも聞きますけれども、しかし、国営事業としてすでに採択になり、その事業計画ができ、事業予算がついておる、こういう中で、いわゆる五大水系が指定されておるわけですから、最初からなぜ水資源公団が意見を主張しないのですか。しかも木曾川その他の歴史的沿革を見てまいても、この川を治めるためにいかに農民が苦勞してまいつたか。しかも利水問題、それを中心として国営事業、その中から、当面要求する都市の工業用水なり上水道なり、あるいはまた発電なり、こういうことも特別会計においておることになつておるでしよう。一体なぜ水資源公団が、片方がやつておるのに、途中から——こういうことになつてまいりますと、農林省の農政上おかしじやないですか。国営事業というのは、農林省の場合、国営事業をやる、あとは県営でやるんだぞ、団体営でやるんだぞと、それぞれの法的な手続を踏んだきておるわけでしょう。

けでしよう。団体関係の場合におきましては、總會なり、三分の二の決議なり、非常に民主的な手続を踏んで、農民の利益なり利害関係というものを調節しながら、しかも国営事業をやるのだといつて、これに対する賛成を得ておるわけでしょう。そういう形の中で、木曾川における農業利水事業というものは国営として採択になつておる。皆さんの場合は全国的な視野に立つところの開発でしよう。特にいろいろの問題が起つてまいりますのは、水資源開発公団が提案されたときの質疑の中でも憂慮されておつたこれら官庁の縄張り争いになるのじゃないかというふうないろいろのサイドがある、通産省はやはり工業用水に重点を置くこととする、厚生省はやはり上水道だ、それぞれの主務大臣がある、そういう中で、水資源公団そのものが運用面においてほんとうに所期の効果をあげることができるといふことが心配される。現に運用面においていろいろの問題が起つておるでしよう。あなた自身が一番感じておる点だと思ひます。そういう中であつて、一体どこに不都合があるかという問題と、もう一つは、いま皆さんのほうからとられようとしておる愛知用水公団の場合はやはり御存じのとおり一貫方式を持つておりますね。国営の場合も、あるいは県営、団体関連事業も、一括して管理しております。一括事業を施行しておりますが、皆さんの場合はいままで国営しかやつてないでしよう。水資源開発公団はいままで県営、団体営まで手を伸ばしておられますか。

○今泉政府委員 先生からいろいろと御批判がございましてたわけですが、水資源公団が今後あの地方の仕事をやつてまいらるにつきましては、従来農林省が直営で、よく農民の方々の納得と御支援を得てやるという態度でやつてまいつたその方針については、水資源公団といえどもちつとも変わるわけじゃないのでございまして、先ほど先生御指摘になつたように、十分手続を踏ままして、その上でやつてまいらることは当然のことだと思ひます。

同時に、愛知用水公団がやつておりましたいわゆる一貫施行の問題はどうなるかというお尋ねでございませうが、この点につきましては、水資源公団の四十三年度の木曾川並びに三重用水の事業につきましては、国営だけではなくて、県営までこれを採択し、公団の事業として行なう、こういうことになりまして、予算の計上がされております。ただ、先生の御懸念されておるのもことだと思ひますが、団体営のものにつきましては、これはたまたま四十三年度の具体的な計画になつておりましたので、つまり大きいほうからだんだんつくつていくためにございませうが、そういうこともございまして、この今後の取り扱いについては十分検討してまいらうということ、これはもう全般の予算編成の際にいろいろの地元の方々からも御要望を伺ひ、また農林省、愛知公団御当局からもいろいろわれわれ御説明をいただき、また御要求を承つたのでございませうが、ただいまの取り扱い上はさようになつておるわけで、これは十分慎重に検討してまいりたい、こう存じておるわけでございます。

○佐野(憲)委員 大臣、愛知用水公団あるいは水資源開発公団あるいは農林省関係の国営の特別会計、これらを比較して、基準というものは一体どこに置くのか、こういう点はやはり明確にしておかないと、今後とも混乱が起るのではないかと。地域的な愛知用水公団が、全国的な視野の中で指定された、しかも一定の目的を持つ事業を施行する、こういう場合において、業務内容におきましても、資金の調達の上でも、違つてくるでしよう。愛知用水公団の場合は、大臣御存じのとおり、一貫方式と、同時に、資金関係におきましても、世界銀行なりあるいは預金部資金なり、それからまた余剰農産物資金なり、こういうことで全部関連事業を行なつてしまふ、こういう形であれば、ある程度までは私は農民のいろいろな問題が解決できる要素があると思ひますが、それでなくとも、水資源開発公団の業務内容といつたしましても、資金の面から見ても、違つてく

るでしょう。そこで、いま愛知用水公団が水資源公団に入る、こういう場合におきまして、現にたとえ農民の負担金、これが六十億円あるわけですね。これは四十一年度現在において三十七億円未収になっておる。入っておる金は五億円だ。三十七年から出発しておりまして、十五年間返還だ。これが六十億円のうち、たいへんな未収金を出しておるでしょう。これに対して、こういう問題が一つ起こってくるわけですね。この場合におきまして——これは農林省関係ですから、皆さんにお聞きするの何ですけれども、こういう問題を承継するわけでしょう。この点どう解決していくかです。

○今泉政府委員 いろいろお尋ねがございましたが、水資源公団がこの事業を行なうにいたしました。資金というものは、あれはあの当時の特殊な資金、しかも外国との関係ある資金あるいは外国から借りた資金ということでございまして、歴史的なものでございまして、水公団でこれを利用するわけには積極的でないでございまして、しかしながら、国の預金部資金の借入れを行なう、これによって先行投資を行なうという点におきましては、これは愛知用水公団と全然変わりないわけでございます。

なお、先生の御指摘になりました三十数億円の問題がある、その債権はどうするかというふうなお尋ねでございますが、これはおそれる当初より愛知公団が行ないました事業の用水の受益対象面積が減少いたしましたために、これをどうするんだ、こういうふうなお尋ねかと存じますが、これは御承知のように、地元各県並びに農業組合等とも相談いたしまして、受益面積としての残りました分については、当初のお約束に従ひまして徴収を確保し履行してまいり、同時に、転用いたしました受益面積の減少に見合う分につきましては、あの地方におきましてちょうど工業用水の需要というものが非常に増加いたしておる問題もございまして、これに転用いたしまして資金を補てんす

る、こういう考えをもっている具体的な話が固まりつつあります。したがって、水資源公団がこのような方針を十分引き継いでいくつもりでございまして、今後水資源公団がこれらのものを引き継いで行なっていくにつけては、特段の支障はない、私どもは、この面につきましては、農林省当局並びに両公団と十分相談してやっていくつもりでございまして、

○佐野(憲)委員 それでは水資源開発公団は責任を持ってこの問題を解決する、そういう確信を持っておるわけですね。

では、ついでに、世界銀行、余剰農産物並びに運用部において一体どれだけの借入れ金と未償還金を持つておるか、数字的にちよつと示していただきたい。

○今泉政府委員 たしか、世界銀行からの借款は、日本の円に直しまして元利十七億余りありましたが、現在の残高は十一億六千万円程度だと存じております。それから余剰農産物の点につきましては、正確にはただいまの監督官庁でございす農林省のほうからお答え申し上げます。

○佐々木説明員 お答え申し上げます。

愛知用水の資金調達は、国庫補助金、資金運用部資金、余剰農産物の資金、そういうもののおもなものでございまして、そのうち、余剰農産物で借りました総額は百二十二億五千万円でございます。

○佐野(憲)委員 未償還金は幾らだ。その区別を要求しておるでしょう。いわゆる余剰農産物並びに運用部、それらの資金の借入れ額と未償還額を聞いておるわけですね。

○佐々木説明員 余剰農産物の未償還額は、元本と利息を含めまして百三十四億二千百万円でございますが、そのうち元本は九十九億一千二百百万円でございます。

○佐野(憲)委員 運用部資金は、

○佐々木説明員 運用部資金の未償還額は、総額、利息を含めて三百四十億九千九百万円でございます。そのうち、元本は二百二億三千万円でございます。

います。

○佐野(憲)委員 これはほとんどみな未償還になっておるわけですね。

そこで大臣、これだけのものを持ち、かつまた、農民の六十億円の受益負担金が三十七億円近くも未収になっておる。この問題を承継してやっていかなければならぬわけですね。そうすれば、農民のほうは、愛知県のほうを見てもいいまして、愛知用水公団と同じ方式でやっていくのだと——愛知用水公団の場合も、これが関連する農業の場合におきましては、こういう方式をとるのだという形で説得してきたわけでしょう。そういうような地元のいきさつによって地元的な公団を水資源公団に吸収したということになるのですけれども、今後こういう問題を解決していくとするなら、農林省がいまやっている国営事業、特に農業利水の総合開発、その中でそれらの事業を受け入れていくということになってまいりますと、農民の不安というものは相当解消されるのじゃないか。愛知用水公団の場合でも、農民のためだといって世界銀行から初めて外資を導入しましたね。そしてまた、ああいう大規模な計画、アメリカからの機械を導入する、これは日本としては最初の試みだったと思ひます。そういう中で、農産物が幾ら増収になるんだ、将来の農村の展望はどうだという形で農民の協力を求めてきたわけですね。ところが、でさうが上がつてしまつたら、その中では農業をやれないという条件が出てまいった。工場が進出してくる。いろいろ条件がここにでてきた。そこで農民の負担金だけがたいへんな問題として残つてきておるわけですね。次の場合におきましては農民としてはいろいろ不安があるおそれ、それを農民のための利水関係その他による国土利用というふうなことで、農民の心配なり不安に關して一つの明確な指導方針をもつて農林省が国営事業としてやっていくのだという形をとってきたわけですね。それを皆さんのほうで、国営事業よりもおれらのほうがいいのだということ——佐々木参事官もおりますけれども、皆さんの考え

方としては一体どうなんですか。

○佐々木説明員 水資源開発公団で農業関係の仕事をやります場合、事業の責任は、農業関係がございまして、農林大臣が主務大臣として事業の一切の責任を持ちましてやりますので、国営事業はもちろ農林省直轄の国営でございまして、農林省の責任においていたしますけれども、それと同じ責任体制で工事の実施を水資源公団でやっていく、こういう体制でありますので、実際の事業の進め方なり対受益農民等との関係は、国営事業と水資源公団事業とがその体制が変わつたために、農民と農林省との関係が変わつてくるというふうなことはあり得ないと思ひます。

○佐野(憲)委員 主務大臣は農林大臣でなければ、水資源開発公団の組織内容は御存じのとおりだと思ひます。しかも水資源開発公団があつてきてまいった。しかも各省の監督主務大臣がおる。その中に、企画庁長官なり総理大臣が調整するといふようなときに、工業用水なりあるいはまた上水道なりの都市的な投資として行なわれるといふのが——水資源公団がいままでやってきた、あるいはまた、この法律が出てまいった当時の客観情勢の中にそういう背景があつたと思ひます。そんなことから要らないでしよう。建設省には河川法があつて、一括管理していけばいいわけでしょう。あるいはまた、慣行水利権もありまして、いろいろな形を整理統合していけばそれでいいわけでしょう。あえてこういう水資源開発公団ができてまいった背景を考えたならば、いままで国営事業としてやってきた。それならなぜ最初からそれを水資源開発公団でやらなかったのですか。

○佐々木説明員 木曾川に現在やっております国営事業、これは木曾総合と申しますのと三重用水でございまして、これはすでに着工いたしておりますけれども、実は愛知用水公団がその当時は豊川のほうをやつておりましたし、水資源開発公団方式でやるとすれば、基本計画その他の準備を進

めなければなりませんし、そういうことを待ちますならばこの二つの事業の着工がおくれますため、そういう方法を将来といたしまして、一日も早く事業を進めまして関係農家、関係住民の利益を顕現させていきたいということから、国営でとりあえず手をつけようということで、それれ二、三年前に国営で手をつけまして、いまこれから本工事を始めようというその段取りをつけた状態でありまして。

○佐野(憲)委員 印旛沼のときにもずいぶん問題を起こしましたね。そういう苦い経験は御存じでしょう。今回の場合におきまして、そんな無責任な——とりあえず国営でやるんだ、それで国会は予算を通したのですか。これはとりあえずやらずともかき算だけ取るんだという、土地改良における会計というものは、農林省としてはそのときそのつどによつてどうでもいいというのですか。国営事業があり、それに対するところの果営あり、団体営あり、この一貫した中で土地改良事業が進められていく、それが農民の利益に還元してくる、それなれば、国家補助なり何なりの道も講じておられるでしょう。私有財産に対して国が補助をする、特別措置がとられておるといふ土地改良事業、そういう中で食糧の自給なりあるいは農民の農業におけるところの改革なり、いろいろの問題を含めておられるから、公共性ありとして、私有財産に対する補助制度をとつてきておられるわけでしょう。それなのに、あなたたちは、一応計画を立てたけれども、これはどうなるかわからない、あとは水資源開発公団がやってくればいいんだ、こういう乱暴な計画のもとに国会で予算の承認を得ておられるのですか。

○佐々木説明員 少し説明が足りませんで恐縮でございますが、国営事業を着工する時点におきましては、この水系の水の開発方式を将来どうやっていくかということがまだ確定されていなかったわけでございます。それをその時点で確定して将来の見通しとしてきめられた方式を進めるといふ

ことが最もいいわけでございますけれども、少なくともその時点では国営事業を進めることは可能でありまして、その他の方式を進めることは、この時点においてはいろいろ問題がございます。もし国営事業を進めるやり方が将来ともそのまま進められれば、これはそのとおり仕事はできていくわけでございますので、事業の進度をおくらせるようなことはしない。それからまた、もしその時点で考えられますいろいろな方式が将来変えられるならば、国営事業を進めておられるものを新しい別な方式に変えることも可能であるというふうに判断いたしました。国営事業で手をつけることがこの場合は最もいいことであるという判断に基づいて手をつけたわけでございます。

○佐野(憲)委員 農林省としてはおかしいじゃないですか。国営事業で特別会計でやれるわけではなく。発電もやりますし、多目的もやれるわけでしょう。水利が中心としての国営事業でしよう。これに水利が入ってくるわけでしょう。何だか水利面さえ調整していけばいいようにあなたたちの国営事業というものは全国的に展開されておられるわけですか。いま水資源開発公団が五大水系でやる、あとまた水系をふやしていく、そういう形であれば、一体農林省の国営事業というものはなくなつてしまふじゃないですか。一体どこに問題があるのですか。いまちよつと聞きまして、愛知用水公団がいわゆる国営事業を一貫式に承継していく、資金面においても法律上相当保証されている、こういう形でやられたほうが一番農民の利益になる。しかしながら、国営事業としてもやっていく、それで何ら支障がないわけでしょう。ところが、水資源開発公団になってまいりますと、いろいろな摩擦なり混乱というものが予想されるでしょう。農林省はちよつとも予想していないのですか。水資源開発公団に国営事業をまかせる、それに対する愛知用水公団の承継なり、これからいろいろの問題を農林省の側から考えてみましても、これは相当地な摩擦と混乱が起るんじゃないか、こ

ういう危険性をはらんでおる、こういうことを十分指摘できると思うのです。あなたたちはちよつともそういう心配はないのですか。そういうことになつてまいりますと、国営事業なんてやめたほうがいいくらいじゃないですか。東海地区におきましては、国営事業なんというものはやらなくてもいいような——たとえば三重用水なんか見ておつて、どうですか。牧田川、こんな小さな川でしよう。あそこの中村ダムがあるでしょう。これによつて農業水利とかいろいろの問題が考えられる。それを国営でやる。一番適当な方法だ、またやり得る、しかも農民と密着した土地をやつていく、それじゃないか、そういうことで説明会を開き、納得をさせて、あるいは場合によれば、愛知用水公団が仕事をなくなるから、これをやるかもしれない。それを水資源開発公団——これは性格を見てごらんさない。農林省のあなたたちが運用面から見てみても相当の問題が起きておるでしょう。あなたたちのほうはそれは何の心配もないのだ、水資源開発公団でやつてもらつてもいいのだ。事情の変更があれば、五大水系だけでなく他の水系も指定になる。そこで国営事業をやつておつたけれども、それを水資源開発公団でやつていくのだ。しかも、水資源開発公団というのは、御存じのように——農林省の土地改良の場合、国営を原則としておるでしょう。そうではないでしょうか。国営を原則としておるところに、特別会計の国営事業を区別されておるわけでしょう。その点はどうなんですか。

○佐々木説明員 農林省でやってまいつております国営事業は、これはもう御説明申し上げるまでもなく、土地改良事業法の規定によつてやっておりますが、それとは別にいわゆる公団事業がございまして、これは農業だけでございまして、他の目的の水利もあわせてやつていくような仕事は主体になります。公団事業に入りますならば、先ほど企画庁のほうからお話ございましたように、先行投資的な色彩が強いということ、そのこ

とのために事業のスピードが早くなるということもあるかと思いますが、国営事業の場合は、かりに多目的の水利がありましても、農林省がそれぞれの部門から委託を受けてやつていく。そういうふううに、資金調達の方法も変わつておりました。事業を進める側からいいますと、公団方式のほうが早くなつておる。ただし、こういう種類の仕事というものは、農林省がやっております国営事業のすべて、あるいはその相当部分——こういうふうな方式がいいとは考えておりませんので、いま申し上げましたように、他の水利目的等ともあわせてやつていく。特に規模の大きい広域な水利、それに農業も関係しているような場合には、比較的外的なものが多いと思いますが、そういうものはやはり公団方式でやつていくほうが全体のためにはいいのではないかと、こういうふうに考えているわけですか。

○佐野(憲)委員 先ほど指摘しておるでしょう。国営事業でも多目的ないわゆる水利という点をちゃんと取り入れることになつておるでしょう。しかも、資金調達にしてみたら何ら変わらぬでしょう。ただ、発電なり電力なり、あるいは工業用水なり、こういう要求が非常に強いという、通産省サイドからくる、そういう形が運用部資金なりその他が少しはよけい入つておるといふ程度のもので、農業そのものから考えてみれば原則的な一つの問題ではないか。やはり国営事業を原則として、運用面から見てそこで不備な点をいかに補つていくか。工業用水だとか、あるいは発電だとか、あるいはまた上水道だとか、こういう点だけに重点が置かれ、資金配分がされておつて、水利関係から見ればそうたいしてやり方は変わつていないと思ひます。しかも国営に限られておる、こうなつておる。皆さんのほうは、国営、果営、団営、しかも住民参加、しかも地域における農業を一体どうしていくか。そこで、いまの水資源開発公団の場合でも、そういう形の中に進められていく場合に、やはり農家の総会なり三分の二の決議を要するわけですね。そういうことに対しまし

て、あなたたちのほうは責任を持って対処していく、しかもこれは五大水系のどこにでもそういう方式をこれから適用していくのか。いま木曾水系だけに、愛知用水公団を統合する関係上——皆さんの法律を見ますと、こんな法律というのにはちよつと珍しいですね。附則附則でやっていってまふね。そういう立法的な措置も考えられぬわけではないと思うのですが……

そこで、一体、水資源開発公団は今後もやっていくのかどうか。いま愛知用水公団の承継をする、そこで一応公団的な意味における県営までも含めていくという皆さんの考え方が出てきておりますね。今後それを他の水系にもこういう方式をとっていくわけですか。その点は法律上ちつとも明確になっていないでしょう。

○今泉政府委員 水公団は現在水系を指定して事業をやるというたてまえになっておりまして、現在指定しておりますのは、五大水系を指定し、その水系について事業をやっております。ただいまのところ、具体的に五大水系以外に近々指定するというのはございません。しかしながら、法律上また実際上決してこの五大水系に仕事に限られるものではないかと私は思います。と申しますのは、御承知のとおり水の需要でございますから、したがって、水資源開発の事業の必要性というものは非常に膨大でございますから——そうであるからと申しまして、国の直営事業と衝突し合うとか、国営事業を不当に削減するとか、そういう結果には決して立ち至らないのではないかと——というふうに私は存じます。

なお、団体営の一貫施行の問題につきましては、御承知のように、水公団の現在の仕事は国営級をもって原則としておりますから、したがって、愛知用水がやっておりますたあの木曾川につきましては新しく木曾総合用水事業並びに三重用水事業につきまして一貫施行の問題が起きまふのは、私どももいたしましては、これはやはり従来からあつた地域においてすぐ近傍について一貫施行してまいつた、こういう歴史的な事実、現実

がございます。そういうことも踏まえて慎重に考えていきたいというのでございまして、全国的に一般論としてこれを拡大するというようなことは若干問題があるのじゃないか、こういうふう

に存じております。

○佐野(憲)委員 そうしますと、これは中部、名古屋、その付近だけに限られる特殊な方式だ、こういうぐあいにあなたの説明ではなっていないか。他の五大水系を拡大するとかしないとかいうことはいまの論議の対象ではないのです。五大水系の中でもそういう方式を今後とっていくか。いまの団体営の関係まで愛知用水公団はやってまいりましたね。しかも発電なり、その他たとえば工業用水の場合にしても、一括やってしまふ。やってからそれぞれ考えますね。あなたの場合はそうじゃないでしよう。業務にしても、資金調達方法も違ってくるわけですね。そういう愛知用水公団方式というものを、こういうものを、特殊な地域から特殊にやるのであつて、他の五大水系の中ではこれを採用しない、国営級だけにとどまるんだ、こういうことなんですか。

○宮澤閣内大臣 御質問をずっと承っておりますと、結局、そもそも水資源公団というものは何のために必要であつたかということにさかのぼるんだと思ひますが、それは各省がおのおのの目的でもって仕事をすればそれでいいようなものの、やはり大きな水系については、総合開発の基本計画をつくつて、関係者全部がともかく折れ合つてその最大の効果をあげよう、こういう考え方で水資源公団ができて、そして水系を指定して総合開発の基本計画を立てる、こういうことになつたわけでありまして、ですから、先ほどお話し

なつたのだと思ひます。ただ、今度の愛知用水公団の場合には、ずっと今まで仕事をしてくられましたから、言つてみれば、今度水資源公団に統合されるということになると、お家の風がおのずからおのおの違つておるわけで、言うならば、水資源公団のほうはどうもやり方が辛い、愛知用水公団のほうはどうもやり方が辛い、こういうこととがいろいろな面であるわけでございますから、それで統合するとすれば、何が何でもいままでの水資源公団の流儀をそのまま押しつけてや

つていいというものでもない。それはせつかく愛知用水公団が地元と仲よくやってこられたのでありますから、できるだけその家風というものがよからう、こういう判断をいたしたわけでありまふから、先ほど申し上げるように、県営のところまでおいていこう、それから三十七億円の未収金についても従来のいきさつなりを尊重していきう、こういうことで、できるだけ切りかえに伴う摩擦なりあるいは不安なりがないように——これは水資源公団のルールから申しましたら、やはり妥協でございます。ですから、ほかの地域にこういうことをするつもりはございませんが、やはり統合のときにはそのくらの配慮はこれはどうもしなければいけないだらう、こういうのが基本的な考え方でございます。

○佐野(憲)委員 だから、法律を読んでも、提案説明を聞いてもわからなくなつてくるのですね。附則で押さえていければ、水資源開発公団の性格が変つてくるのか、業務内容が変わるのか、こう私たちが疑問を持つて、これに対する法律をどこを読んでも全く不明瞭になつてしまつて、附則附則で追つかけていく、こういうことで一応お聞きしておいたのですけれども、理事懇談会が開かれるというので、残念ながら次の機会に譲ります。大臣に一つここでお願いしておきたいのは、いまのように、国会でいわれる国営事業として採択になる、しかも全体設計ができ、事業計画ができる、こういう中でやるのに、これはどうでもい

いという考え方がすぐ出てくるのと、もう一つは、政府関係機関がありますね、三公社、九つの公庫、二つの銀行。これは同じ公庫であつても、国会に提案され、国会の審議を求められ、かつまた、国会において議決をされておるのに、同じ公庫、公団でありながら、いわゆる九つの公庫にとどまつておる、これはどういふわけかということ、この水資源開発公団というのは、いま言うように、国営でやつたもの——印旛沼の場合も国営でやつたが、これも水資源に入つていってしまふ、あるいは木曾川の場合、三重の場合におきましても、国営としてすでに着手しておる。国会で予算の審議を経ておる。これを変更してしまふ。水資源開発公団は政府関係機関ではない。したがつて、主務大臣が国会に対して責任を負う。国会のコントロールはないわけでしょう。国会の中で検討はできないわけでしょう。そういう点で、大臣、どう考えられますか。大臣としては私は考えていただきたい。内閣として、政府としても考えていただきたい。政府関係機関である特殊法人と、そうでないものとを区別自体私たちがよくわからぬのです。同じ公団であつて、特殊法人として国会で政府関係機関として予算の審議を受ける公団がある。片方におきましては、政府関係機関としての取り扱いを受けない、しかも国会のコントロールがない、主務大臣が責任を負う、こういう形、片方においては、国営事業として国会の審議を受けて、しかも採択になり、議決を受けて、いわゆる計画の調査段階から全体設計へと相当時間をかけておると思ひます。しかるに、水資源公団は、基本計画、実施計画ができないうち、現況にある。国会で決議されたものが、国会に直接責任を負わぬ。政府関係機関の中の住宅金融公庫、国民金融公庫も、政府関係機関として国会においてわれわれも審議しておる。ところが、いわゆる愛知用水公団にしては、水資源開発公団にしては、直接大臣が国会に対して責任があるだけだ。国会は予算執行について何らコントロールすることができない。そういう中に国営事業が入り

込んでいってしまう、こういう問題についてどうお考えになりますか。

○宮澤國務大臣 前段のほうの問題は、これは国営の方針を変更するというものではありませんで、御承知のように、先ほども申し上げましたが、基本計画というものができなかった。しかし、こういう事業は早くやったほうがいいということであつたわけでありまして、それを承継するということであつて、国会で御承認いただいたことをかつてに変更するという性格のものではない。

それから後段に述べられたことでございますが、公団の予算はやはり経済企画庁を経て国会の御審議をいただいております。住宅公団と違つてと言われましたところが、ちよつと私ども、住宅公団がどういふ点で違ふのか、住宅建設の計画などを御審議いただいております。意味で違ふのかと思いますが、予算そのものはいずれにしても御承認を得ておると思つております。

○佐野(憲)委員 政府関係機関予算として出してきておるでしょう。これは九つの公庫だけです。内容はそれぞれの法律によつて審議するようになつておりますが――予算としてですよ。これには九つの公庫、三つの公社、二つの銀行しか入つてない。他は入つてない。いずれまた内閣でよく検討していただきたい。

それから農林省の皆さんのほうも、質疑内容もはつきりしないわけですが、あなたの方の立場から、愛知用水公団の業務内容並びに資金調達、それから水資源公団の場合、特別会計の国営の場合、これに対処するところの業務並びに資金調達にどういふ相違があるか、その基準は農林省として一体どこに置いておるのか、その点をもう少し資料として出していただきたいと思ひます。愛知用水公団を水資源公団に統合の場合も、国営を水資源公団に吸収の場合も特にメリットがない。国営を水資源公団に持つてくるのに何かメリットがあるならいいけれどもメリットはないという。ないのだが、便宜上何か基準を設けておられるの

だらうと思ひますから、その基準を資料として次の委員会までに出していただきたいと思ひます。そういうことにして、きょうは理事懇談会です。相対予定時間よりもオーバーして何ですが、一応次の委員会まで保留いたしまして、きょうの質問を終わりたいと思ひます。

○加藤委員長 本日はこの程度とし、次回は、来たる二十六日午前十時理事会、午前十時二十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十六分散会